

3 自殺に関する相談事業を実施する民間団体に対する支援の一層の充実

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(自殺予防対策における相談業務の位置付け等)</p> <p>大綱においては、自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題のほか、病気の悩み等の健康問題、介護・看病疲れ等の家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺の多くは、これら様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であるとされている。</p> <p>また、大綱においては、「経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である。」として、問題を抱えた人に対する相談・支援体制の整備・充実を図る必要があるとされている。</p> <p>平成 22 年度においては、大綱における施策として関係府省が実施する自殺予防対策に関連する施策（11 府省 137 施策）のうち相談業務に関するものは 7 府省 49 施策（35.8%）（平成 22 年度予算額：83 億 9,063 万円）となっている。</p> <p>なお、地方公共団体では、平成 23 年度において、相談受付時間の拡大等により、相談受付件数が前年同時期（154 件）と比較して約 4 倍（615 件）に増加し、自殺者数は前年同時期と比較して 49 人減少（前年同時期比 16.1%減）したことから、相談業務が一定の効果を挙げ、有効であると判断して当該取組を継続している例などがある。</p> <p>(国、地方公共団体及び民間団体における相談業務の実施)</p> <p>「自殺対策白書」においては、関係府省が実施するそれぞれの所管行政に関する相談業務が自殺予防対策に関連する施策として公表されている。また、地方公共団体においては、自殺予防対策を担当する部署等において心の健康に関する相談窓口を設置し、自殺を考えている者や心の悩みを抱える者からの相談を受け付けているほか、民間団体においても、自殺に関する相談事業が実施されている。</p> <p>(民間団体に対する支援)</p> <p>基本法第 19 条においては、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。また、大綱においても、「自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠である。」として、「国及び地域の自殺対策において、このような民間団体の活動を明確に位置づけること等により、民間団体の活動を支援する。」こととされ、具体的な取組として、「民間団体の電話相談事業に対する支援」が掲げられている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(1) 国による民間団体に対する支援の実施状況及び民間団体における相談事</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p> <p>表 3-③</p> <p>表 3-④</p> <p>表 3-⑤</p> <p>表 3-⑥</p> <p>表 3-⑦</p>

<p>業の運営等の実態・課題等の把握状況</p> <p>今回、関係府省による民間団体に対する支援の実施状況及び民間団体における相談事業の運営等の実態・課題等の把握状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 内閣府による民間団体に対する支援の実施状況及び民間団体における相談事業の運営等の実態・課題等の把握状況</p> <p>内閣府は、地方公共団体が行う対面型相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成事業、普及啓発事業及び強化モデル事業の5種類の事業に対する支援を行うことを目的として、平成21年度に地域自殺対策緊急強化交付金（以下「地域交付金」という。）を創設した。地域交付金については、「地域自殺対策緊急強化交付金の運営について」（平成21年6月5日付け府政共生第633号、平成23年11月21日一部改正）で、「各地方公共団体が事業を実施するとともに、民間団体への委託、補助又は助成等により事業を実施することができる」とされており、民間団体に対する支援にも活用できるものとなっている。</p> <p>内閣府は、地方公共団体が地域交付金により造成した基金を活用して実施した事業について、毎年度、「基金事業実施状況報告」及び「緊急強化事業実績報告」により事業の実績等の報告を求めている。しかし、民間団体に関してこれら報告により把握することができる内容は、①都道府県による民間団体への補助金額や委託料、②都道府県及び市町村が補助金を支出した民間団体の事業の内容、期間、実績などとなっている。</p> <p>また、内閣府では、平成19年度から毎年度、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センター（以下「自殺予防総合対策センター」という。）が実施している「都道府県・政令指定都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査」（以下「自殺対策等取組状況調査」という。）に関し、厚生労働省及び自殺予防総合対策センターと連名で、都道府県及び政令指定都市に対し協力を依頼するとともに、同調査結果により民間団体による取組の概要については把握している。</p> <p>なお、内閣府では、上記のほか、民間団体との情報交換等を通じた相談事業の運営状況等の把握は行っているものの、それらを踏まえた具体的な支援策の検討、推進等の取組については不十分となっている。</p> <p>イ 厚生労働省による民間団体に対する支援の実施状況及び民間団体における相談事業の運営等の実態・課題等の把握状況</p> <p>厚生労働省は、平成21年度から、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的として「自殺防止対策事業」を実施している。同事業は、全国規模の自殺防止対策を行う民間団体又は先駆的な自殺防止対策を行う民間団体に対して補助金を交付するもので、平成22年度は、12団体に対し計1億1,000万円の補助金を交付しており、そのうち、全国のいのちの電話（注1）に対する補助</p>	<p>表3-(1)-①</p> <p>表3-(1)-②-i、ii</p> <p>表3-(1)-③</p> <p>表3-(1)-④</p>
---	--

金額は約 8,500 万円 (78.3%) となっている。

(注1) 電話等を通して人々の悩みを聴き心の支えになる活動を行う全国 52 か所のボランティア団体。

厚生労働省は、同事業による補助金の交付に当たり、交付申請の際に民間団体から事業計画書等の提出を求めるとともに、年度終了後には当該年度において実施した事業に関する事業実績報告を求めており、これらにより、民間団体の概要(団体名、代表者名、住所、設立年月日等)、事業内容等については把握している。

なお、厚生労働省では、上記のほか、民間団体との情報交換等を通じた相談事業の運営状況等の把握は行っているものの、それらを踏まえた具体的な支援策の検討、推進等の取組については不十分となっている。

(2) 地方公共団体及び民間団体における自殺に関する相談業務の実施状況等

今回、都道府県、政令指定都市等に設置された精神保健福祉センター、保健所等(注2)の、地方公共団体において心の健康に関する相談窓口を設置して自殺を考えている者や心の悩みを抱える者からの相談を受け付けている機関(以下「地方公共団体の心の健康に関する相談機関」という。)(13 都道府県の 33 機関、6 政令指定都市の 11 機関及び 16 市区町の 16 機関。計 35 地方公共団体の 60 機関)及び民間団体 18 機関における相談業務の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(注2) 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために、都道府県に設置することとされ、また、同条第 2 項において、精神保健及び精神障害者の福祉など、精神保健全般に関する相談を受け付けることとされており、当該規定に基づき、自殺に関する相談も受け付けている。

また、保健所は、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等に設置することとされ、また、同法第 6 条において、精神保健に関する事項全般を行うこととされており、その一環として、自殺に関する相談を受け付けている。

ア 地方公共団体及び民間団体における自殺に関する相談受付状況

自殺に関する相談については、地方公共団体の心の健康に関する相談機関において、自殺を考えている者や心の悩みを抱える者からの相談を受け付けているほか、民間団体においても実施されている。

地方公共団体の心の健康に関する相談機関における自殺に関する相談受付件数と、全国のいのちの電話における自殺に関する相談受付件数について、厚生労働省が公表している「衛生行政報告例」及び「地域保健・健康増進事業報告」並びに一般社団法人日本いのちの電話連盟の公表資料により比較すると、平成 22 年度においては、地方公共団体心の健康に関する相談機関(精神保健福祉センター(68 か所)、保健所等(494 か所))で受け付けた自殺に関する相談件数が 48,881 件(注3)であるのに対し、全国のいのちの電話(52 か所)で受け付けた自殺に関する相談件数は 71,926 件(精神保健福祉センター等で受け付けた自殺に関する相談件数の約 1.5 倍)(注

表 3-(2)-①

表 3-(2)-②

表 3-(2)-③

表 3-(2)-④～⑦

4) に上っている。

(注3) 平成 22 年度の「衛生行政報告例」及び「地域保健・健康増進事業報告」における相談件数には、東日本大震災の影響により、一部の市町村が含まれていない。

(注4) 精神保健福祉センター、保健所等における相談受付件数には、民間団体に委託等して相談を受け付けている件数も含まれるため、実質的には1.5倍より多くなると推定される。

イ 地方公共団体及び民間団体における自殺に関する相談業務の実施状況

今回調査した地方公共団体の心の健康に関する相談機関の中には、以下のとおり、自殺に関する相談を受け付けた場合に適切な対応を行うことができるようにするための独自の工夫をするなど先進的な取組を行っている例がみられた。

i) 徳島県では、自殺を含めた様々な悩み等に対応するためのマニュアルを作成し、支援者と相談者との意思疎通を促進するため、支援者と相談者が一緒に身体的・精神的な症状についてチェックシートで確認する方式を取り入れるなどの工夫をしている。

ii) 埼玉県では、24 時間 365 日の電話相談の実施に当たり、自殺を予告する電話への対応に関する実務上のガイドラインを作成している。作成の際、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺対策分析室から意見を聴取し、自殺予告事例への対応等を記載している。

なお、国においても、所管行政に関して地方公共団体の相談窓口担当者の資質の向上等のための相談マニュアルを作成し、その中で、自殺の危険性があると感じた場合の精神保健福祉センター等への連絡、対応の協議等を盛り込んでいる府省もみられる。

また、今回調査した地方公共団体の心の健康に関する相談機関の中には、以下のとおり、自ら自殺に関する相談受付体制を確保することが困難であることなどから、いのちの電話に相談業務を委託等している例がみられた。

i) 広島県では、平成 22 年 9 月から、専門スタッフを有する民間団体の相談機能に着目し、いのちの電話に委託して、県民専用の自殺予防いのちの電話フリーダイヤル事業を開始した。同事業は、いのちの電話に専用のフリーダイヤルの電話を設置し、いのちの電話相談員が電話相談を受け付けるものである（相談受付時間は午前 8 時から午後 8 時まで）。

なお、同事業は、基金を活用した事業であり、県では、基金を活用できる平成 24 年度までは継続して実施する予定であるが、それ以降については未定としている。

ii) 福岡県では、平成 20 年 5 月、自殺を考えている者を対象とした「自殺防止総合相談窓口（自殺予防ホットライン）」を精神保健福祉センター内に設置したが、平成 22 年度からは、いのちの電話に相談業務を委託している。同相談窓口の電話番号にかかってきた電話はいのちの電話に転送され、いのちの電話相談員が電話相談を受け付けるものである。

表 3-(2)-⑧

表 3-(2)-⑨

表 3-(2)-⑩

なお、自殺を考えている者からの相談は夜間の時間帯に多いとされているが（注5）、本事例では、24時間相談を受け付けている。

（注5）全国のいのちの電話で実施しているフリーダイヤルの受電状況（一般社団法人日本いのちの電話連盟の集計）によれば、平成22年6月の場合、全受電件数73,565件のうち、午後8時から翌日午前2時までの6時間（24時間のうち25.0%の時間帯）での受電件数が30,951件（42.1%）に上っている。

iii) 鹿児島県では、平成21年度から、自殺の社会的要因である多重債務問題を持つ者を対象として、弁護士又は司法書士による無料法律相談会を開催している（21年度4回、22年度5回開催）が、同相談会を開催するに当たり、いのちの電話にも協力を依頼し、いのちの電話相談員による心の健康相談会を併せて開催している。

以上のように、①全国のいのちの電話で受け付ける自殺に関する相談件数は、地方公共団体の心の健康に関する相談機関で受け付ける自殺に関する相談件数よりも多くなっている実態や、②地方公共団体においては、自殺に関する相談受付体制の充実のためにいのちの電話に業務を委託等している例があるなどの状況を踏まえると、民間団体は、自殺に関する相談業務において重要な役割を果たしていると考えられる。

なお、今回調査した地方公共団体の心の健康に関する相談機関から、自殺に関する相談受付体制の整備等に関する意見等を聴取したところ、①自殺予防対策を担当する人員不足により相談体制の充実が難しい状況であるとするもの（27件）、②人員不足の解消や民間団体の専門性を取り入れるために民間団体を活用した相談業務の実施が必要であるとするもの（9件）などがみられた一方、それら民間団体への支援の充実が必要であるとするもの（4件）もみられた。

(3) 民間団体における相談事業の運営等の実態・課題等

今回、民間団体18機関における相談事業の実施状況等を調査した結果、以下のとおり、安定的に事業を継続する上で課題等が生じている実態がみられた。

ア 相談員の不足により、相談事業に支障が生じている例

自殺を考えている者からの電話相談は、その全てがどの時間帯でもつながり、それらの者が抱えている心の悩みや問題を相談することができることが求められる。しかし、民間団体では、以下のとおり、相談員が不足していることにより、相談活動を十分に行うことができないなどの例がみられた。

i) 全国のいのちの電話では、自殺に関する相談受付件数の合計が、平成13年の3万1,799件から22年の7万1,926件へと、4万127件増加しているにもかかわらず、相談員数の合計は、平成13年の7,933人から22年には7,169人へと、764人減少している。

表3-(2)-⑪

表3-(2)-⑫-i ~ iii

表3-(3)-①~⑤

<p>このように、電話に対応することができる相談員が不足しており、受電件数が把握できているフリーダイヤル事業（厚生労働省の自殺防止対策事業による補助金で実施。平成22年度の補助金額は8,544万9,235円）についてみると、平成22年における全受電件数85万5,754件のうち、電話に対応することができる件数はわずか3万4,712件（4.1%）にとどまっている。</p> <p>ii) 3台の電話で24時間相談を受け付けることとしているが、電話3台分の相談員を配置できない時間帯が多く、中には、相談員が一人も配置できない時間帯もある状況となっている。</p> <p>iii) 相談員の減少により、従来の24時間365日の受付体制をとることができなくなり、平成22年11月から、相談受付時間を短縮している（注6）。 （注6）短縮後の相談受付時間帯は、毎週金曜日の13時から日曜日の22時までとなっている。</p>	<p>表3-(1)-④（再掲）</p>
<p>イ 相談員が相談活動を行うために多額の費用を自己負担している例</p> <p>全国のいのちの電話の相談員は相談活動を行うために要する費用を原則自己負担しており、以下のとおり、相談活動に要する多額の費用を自己負担している例がみられた。</p> <p>i) 相談員として相談事業に従事するために受講することが義務付けられている養成課程（注7）に係る費用等計10万7,000円を自己負担している例 （注7）いのちの電話の相談員になろうとする者は、一般社団法人日本のいのちの電話連盟において定められた実施基準を満たす養成課程（最低9か月間）を修了し、相談員としての認定を受ける必要がある。</p> <p>ii) いのちの電話への通勤に係る交通費年間24万円を自己負担している例</p> <p>iii) 各種研修への参加に係る費用年間11万4,500円を自己負担している例</p>	<p>表3-(3)-⑥～⑧</p>
<p>ウ 相談事業の運営等が厳しい状況となっている例</p> <p>全国のいのちの電話においては、以下のとおり、自殺に関する相談事業の運営等が厳しい状況となっている実態がみられた。</p> <p>i) 相談事業の運営に係る経費の不足分を補うため、相談員自身がいのちの電話に対し寄付金を拠出しており、中には平成22年度に20万円の寄付金を拠出している例がみられた。</p> <p>また、全国のいのちの電話の中には、相談員から受けている寄付金の合計額が年間300万円（平成22年度）に上っている例もみられた。</p> <p>なお、調査した9か所のいのちの電話では、平成22年度において、相談事業を実施するために合計1億5,440万円の経費を要しているが、国から交付された補助金等の額は4,830万円（要した経費の31.3%）にとどまっている状況となっている（注8）。</p> <p>（注8）全国のいのちの電話に対する国からの補助金等は、内閣府の交付金及び厚生労働省の自殺防止対策事業による補助金となっている。</p>	<p>表3-(3)-⑨</p> <p>表3-(3)-⑩</p>

ii) 地方公共団体の施設内で電話相談を受け付けているが、当該施設を使用することができない夜間等の時間帯は、別の施設に移動して相談を受け付けている。また、地方公共団体の施設は平日と休日で使用することができる時間帯が異なるなど、相談事業を実施する上での支障となっており、相談事業の執務環境の改善が必要となっている。

一方、今回調査した 35 地方公共団体の中には、以下のとおり、様々な方法によりいのちの電話に対する支援を行っている例がみられた。

i) 高知県では、いのちの電話に対する支援として、平成 22 年 6 月から、安全・安心な相談事業実施のための環境の整備のため、県施設の一部を事務室、相談室及び打合せ室として貸与している。

なお、同県において実施している基金によるいのちの電話への補助は、平成 22 年度において補助金額 353 万 5,400 円（同いのちの電話の総収入額 601 万 6,722 円の 58.8%を占める。）となっている。

ii) 広島市では、平成 22 年度から、うつ病や自殺に関する相談を受け付ける相談機関のネットワーク化や、相談員の資質の向上を目的として、市内の精神科病院の院長の協力により自殺に関する事例検討会を実施しており、いのちの電話相談員も同検討会に参加させている（22 年度は 2 回開催）。

iii) 札幌市では、いのちの電話相談員の募集について、市の広報媒体による周知を実施している。

また、いのちの電話が実施する講演会に対する開催場所の提供や同講演会当日の援助（受付等の手伝いなど）、相談員に対する研修（精神保健福祉センター所長による講義）を行っている。

なお、今回調査した民間団体から、安定的に事業を継続するために必要としている事項等について意見等を聴取したところ、①ボランティア相談員の確保や養成に対する行政からの支援を求めるもの（23 件）、②相談事業を安全に安心して実施することができる環境整備（場所や設備の提供等）を求めるもの（6 件）、③補助金等の交付申請に係る事務手続の簡素化を求めるもの（2 件）など、各種支援の充実等を求める意見等がみられた一方、国や地方公共団体においても相談実施体制を充実させることが必要であるとするもの（8 件）などもみられた。

自殺予防対策を推進する上で、問題や心の悩みなどを抱えた者が相談することができる体制の整備は極めて重要であるが、以上のとおり、自殺に関する相談において、民間団体が重要な役割を果たしている一方、それら民間団体は、相談事業の運営等において課題等を抱えていることから、その課題等を踏まえ、当該民間団体の安定的な事業継続の推進のための支援等効果的な方策を講ずる必要があると考えられる。

表 3-(3)-⑪

表 3-(3)-⑫- i ~
iv

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、自殺に関する相談において重要な役割を果たしている民間団体における相談事業の運営等の実態及び課題等の把握を一層充実させるとともに、当該民間団体の安定的な事業継続の推進を図るための効果的な方策を講ずる必要がある。

表3-① 「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正）＜抜粋＞

第1 はじめに

2. 自殺対策の基本認識

<自殺は追い込まれた末の死>

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちであるが、実際には、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題の外、病気の悩み等の健康問題、介護・看病疲れ等の家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している。

自殺に至る心理としては、このような様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうという過程を見ることができる。

また、自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきた。

このように、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」ということができる。

<自殺は防ぐことができる>

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となりつつある。

すなわち、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である。

また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより自殺を防ぐことが可能である。世界保健機関によれば、うつ病、アルコール依存症、統合失調症には有効な治療法があり、この3種の精神疾患の早期発見、早期治療に取り組むことにより自殺死亡率を引き下げることができるとされている。

このように、心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができる。

第2 自殺対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

<社会的要因に対する働きかけ>

第一に、失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因は深刻な心の悩みを引き起こしたり、心の健康に変調をもたらしたりして自殺の危険を高める要因となる。

このような社会的要因が関係している自殺を予防するためには、まず、長時間労働を余儀なくさせている現在の日本人の働き方を見直したり、失敗しても何度でも再チャレンジすることができる社会を創り上げていくなど社会的要因の背景にある制度・慣行そのものの見直しを進めることが重要である。また、問題を抱えた人に対する相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため十分な社会的支援が受けられないことがないよう関係機関の幅広い連携により相談窓口等を周知するための取組を強化する必要がある。

また、社会に対する働きかけとして、危険な場所の安全確保や危険な薬品等に対する適正な取り扱いの徹底も重要である。

(注) 下線は当省が付した。

表3-② 国における自殺予防対策に係る施策の分類（平成22年度）

(単位：施策、%、千円)

府省名	相談業務に 関するもの	実態把握に 関するもの	普及啓発に 関するもの	人材養成に 関するもの	関係機関の連携に 関するもの	その他	合計（延べ数）	平成22年度 の施策数
内閣府	6	5	10	1	2	2	26	22
警察庁	0	3	0	1	0	3	7	7
金融庁	6	0	2	2	0	0	10	6
消費者庁	2	0	0	2	0	0	4	2
総務省	0	0	2	1	0	2	5	5
法務省	4	0	1	0	0	0	5	4
文部科学省	2	2	6	3	0	2	15	15
厚生労働省	23	7	16	28	8	4	86	60
農林水産省	0	0	0	0	0	3	3	3
経済産業省	6	0	1	0	0	4	11	10
国土交通省	0	0	0	0	0	3	3	3
施策の合計	49	17	38	38	10	23	175	137
(割合)	(35.8)	(12.4)	(27.7)	(27.7)	(7.3)	(16.8)		(100.0)
予算額	8,390,629	76,234	465,066	1,287,760	2,433,018	1,902,230	14,554,937	14,057,633
(割合)	(59.7)	(0.5)	(3.3)	(9.2)	(17.3)	(13.5)		(100.0)

(注) 1 本表は、「自殺総合対策大綱」における施策の実施状況（「平成23年版自殺対策白書」（「平成23年度自殺対策関係予算額（案）について」（平成23年1月内閣府自殺対策推進室）に掲載されている平成22年度の自殺予防対策に関する施策（137施策）について、当事者が以下の分類により集計したものである。
なお、複数の分類に該当するものについては、当該施策がそれぞれに計上している。

- ① 相談業務に関するもの：相談業務の実施（相談体制の整備、相談の実施、地方公共団体・民間団体等への相談窓口整備に係る補助等）、相談業務従事者の人材養成（相談業務従事者を対象とした研修等）、相談窓口の周知（相談窓口を周知するための広報活動、情報提供等）等の施策
 - ② 実態把握に関するもの：自殺の実態等に関する各種調査研究、自殺に関する統計データの集計・分析・公表、自殺に関する情報提供等に関する施策
 - ③ 普及啓発に関するもの：自殺予防対策に関する普及啓発、広報活動等に関する施策
 - ④ 人材養成に関するもの：自殺予防対策に従事する者に対する研修等に関する施策
 - ⑤ 関係機関の連携に関するもの：関係機関で構成する協議会等の開催等、自殺予防対策に関する施策を行う関係機関相互の連携のための施策
 - ⑥ その他：上記の分類に該当しない施策
- 2 「予算額」欄は、各分類ごとの施策に係る予算額の合計額を表す。ただし、自殺予防対策に関する施策を含む事業について、当該事業全体の予算額しか把握することができない場合には、当該事業全体の予算額は合計額には計上しない。
また、i) 一施策が複数の分類に該当するものについては、当該施策が該当するものについては、当該施策が該当する分類の施策の予算額を計上していること、ii) 内容が異なる複数の施策で一の予算で実施されているものについては、当該複数の施策が該当する分類それぞれに予算額を計上していることから、各分類に係る施策の予算額を合計した額（14,554,937千円）は、137施策の予算額の合計（14,057,633千円）とは一致しない。

表3-③ 関係府省における自殺予防対策に関連する相談業務の実施状況（平成22年度）

府省名	実施施策	実施主体	概要	予算額(千円)
内閣府	「こころの健康相談統一ダイヤル」設定に対する補助	内閣府	都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、その月額使用料及び工事費を負担。	5,264
	「こころの健康相談統一ダイヤル」に関する意見交換会の実施	内閣府	「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大するとともに、統一ダイヤル参加自治体による意見交換会を実施（平成22年4月22日）。	5,264
	地域における相談体制の充実に対する補助	内閣府	地域自殺対策緊急強化基金を通じて、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者等の専門家を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う「包括支援相談」の開催など、地域における相談体制を充実。	330,000 (内数)
	民間団体の電話相談事業への補助	内閣府	地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体等の電話相談事業への支援を実施。	330,000 (内数)
金融庁	財務局等の多重債務者相談窓口の整備	金融庁	財務局等における相談体制等を整備するため、相談員を配置。多重債務者に係る相談に応じ、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家への引き継ぎを実施。	268,879
	「多重債務者相談強化キャンペーン2010」における無料相談会の実施	都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体及び財務局	「多重債務者相談強化キャンペーン2010」において、多重債務者の相談窓口整備の実施主体である地方公共団体の主体的な取組を促す観点から、都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体及び財務局が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施（平成22年9月～12月）。	9,200
法務省	「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の配布	法務省	学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、平成18年度から、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」を配布する事業を開始。「子どもの人権SOSミニレター」により法務局・地方法務局に届けられた相談に対し、人権擁護委員や法務局職員が、手紙又は電話で回答。	54,645
	「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」の開設	法務省	全国の法務局・地方法務局及びその支局において、平成19年2月22日から、インターネットによる人権相談窓口を開設。寄せられた相談に対し、メール、電話又は面談で回答。	47,532
	専用相談電話「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」の開設、「子どもの人権110番」強化週間の実施	法務省	専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備。相談者の利便性の更なる向上のため、平成19年2月からフリーダイヤル化。また、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施（平成22年6月28日から同年7月4日まで）。	19,239

府省名	実施施策	実施主体	概要	予算額(千円)
文 部 科 学 省	学校における教育相談体制の整備	都道府県、政令指定都市	公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置。 また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備。	13,092,527 (内数)
	24時間体制の教育電話相談の実施	都道府県、政令指定都市	子どもたちがいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、都道府県、政令指定都市において、24時間体制の電話相談を実施。	13,092,527 (内数) ※再掲
厚 生 労 働 省	メンタルヘルスに関する個別相談会の実施	地域産業保健センター	地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師、地域で活動を行っている保健所等の協力を得て、i) 労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナー、ii) メンタルヘルス不調の労働者やその家族等を対象とした個別相談会を開催。	81,592
	失業者に対する職業相談等の実施	ハローワーク	失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。	—
	就職支援アドバイザー事業	ハローワーク	ハローワークに「就職支援アドバイザー」を配置し、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない者に対しては、早期にキャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細やかな相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業者に至ることのないよう支援を実施。	582,004
	求職者に対するメール相談の実施	ハローワーク	ハローワークインターネットサービスにおいて、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施しているほか、全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対し、専門家によるメール相談の体制整備等を実施。	13,706
	非正規労働者に対する生活相談の実施	ハローワーク	非正規労働者総合支援センター（キャリアアップハローワーク）及び非正規労働者総合支援コーナー（キャリアアップコーナー）において、臨床心理士、ケースワーカー及び社会保険労務士等の専門家による心理相談や生活支援制度、各種公的保険制度等に関する専門的な相談を定期的実施。	3,378,302 (内数)
	地域若者サポートステーション事業	民間団体等	ニート等の若者に対する支援施策として、国と地方公共団体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置。 地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充（92か所→100か所）するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校	1,849,860

府省名	実施施策	実施主体	概要	予算額(千円)
			教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化。	
	民間団体等の取組に対する補助	厚生労働省	民間団体の行う先進的な自殺防止対策事業に補助を行う「自殺防止対策事業」において、全国規模で行われる自殺防止対策事業、地域において先駆的に行われる自殺防止対策事業のそれぞれに国が財政的支援を実施。	111,734
	民間団体等が実施する相談事業に対する補助	厚生労働省	民間団体の行う先進的な自殺防止対策事業に補助を行う「自殺防止対策事業」において、相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、財政的支援を実施。	111,734 ※再掲
	権利擁護相談窓口の設置	都道府県	高齢者権利擁護等推進事業において、各都道府県は、管内の権利擁護に関する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置するなど、権利擁護に関する支援体制を構築。	314,815 (内数)
	地域自殺予防情報センター運営事業	厚生労働省	都道府県・指定都市に「地域自殺予防情報センター」を設置し、「自殺対策調整員」及び「自殺対策専門相談員」を配置することにより関係機関の連携の強化、自殺対策に関する人材の育成を行い支援体制の整備を実施。	130,325
	地方自治体や民間団体等が行う要援護者に対する事業に対する補助	厚生労働省	セーフティネット支援対策等事業費補助金において、民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動の推進のための研修事業や社会福祉事業経営者に対する相談等を行う事業等、地方自治体や民間団体等が行う今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な支援事業に対して、補助を行う。	24,000,000 (内数)
経済産業省	相談事業に対する支援	経済産業省中小企業庁	都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。	36,675
	経営相談	中小企業再生支援協議会	47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応。	5,010,752
	「ワンストップ・サービス・デイ」の開催	経済産業省中小企業庁	年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催するとともに、2011年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施。	—
	「下請かけこみ寺」事業	財団法人全国中小企業取引振興協会	各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、弁護士が無料で対応。経済産業省(中小企業庁)の委託事業で平成20年度から開始。	714,561 (内数)

府省名	実施施策	実施主体	概要	予算額(千円)
	中小企業経営者のための法律相談等の実施	中小企業応援センター	全国 84 か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士による中小企業経営者のための法律相談等に対応。	4,021,482 (内数)
	中小企業関係機関等に対する要請	経済産業省中小企業庁	自殺対策強化月間に先立ち、約 400 の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約八千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請。	—
合計	6 府省 28 施策		—	8,226,671

(注) 1 本表は、「自殺総合対策大綱」における施策の実施状況(「平成 23 年版自殺対策白書」において公表)及び「平成 23 年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成 23 年 1 月内閣府自殺対策推進室)に掲記されている平成 22 年度の自殺予防対策に係る施策(137 施策)のうち、相談体制の整備、相談会の実施、地方公共団体・民間団体等への相談窓口整備に係る補助等、相談業務の実施に関する施策(28 施策。相談業務に関する施策 49 施策の内数。)について、その概要等を記載したものである。

2 「予算額」欄は、相談業務の実施に関する各施策の予算額を表す。

予算額の下段に「(内数)」と記載したものは、当該施策が他の施策とともに一体的に一事業として実施されており、当該事業全体の予算額しか把握することができないものを表す。

また、予算額の下段に「※再掲」と記載したものは、複数の施策で一の予算で実施されているものについて、既出の予算額を表す。

3 「合計」欄の予算額については、各施策の予算額に「(内数)」又は「※再掲」と記載したものについては計上していない。

表3-④ 「平成19年度大阪市勤労者の生活ストレス調査」の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

大阪市内の企業等で働く勤労者のストレス状況や自殺に関する状況を明らかにし、今後の大阪市の総合的な自殺予防対策推進に関する課題検討のための基礎資料を得る。

(2) 調査時期

平成19年11月

(3) 調査対象者

大阪市内等の29事業所の従業員

(4) 調査方法

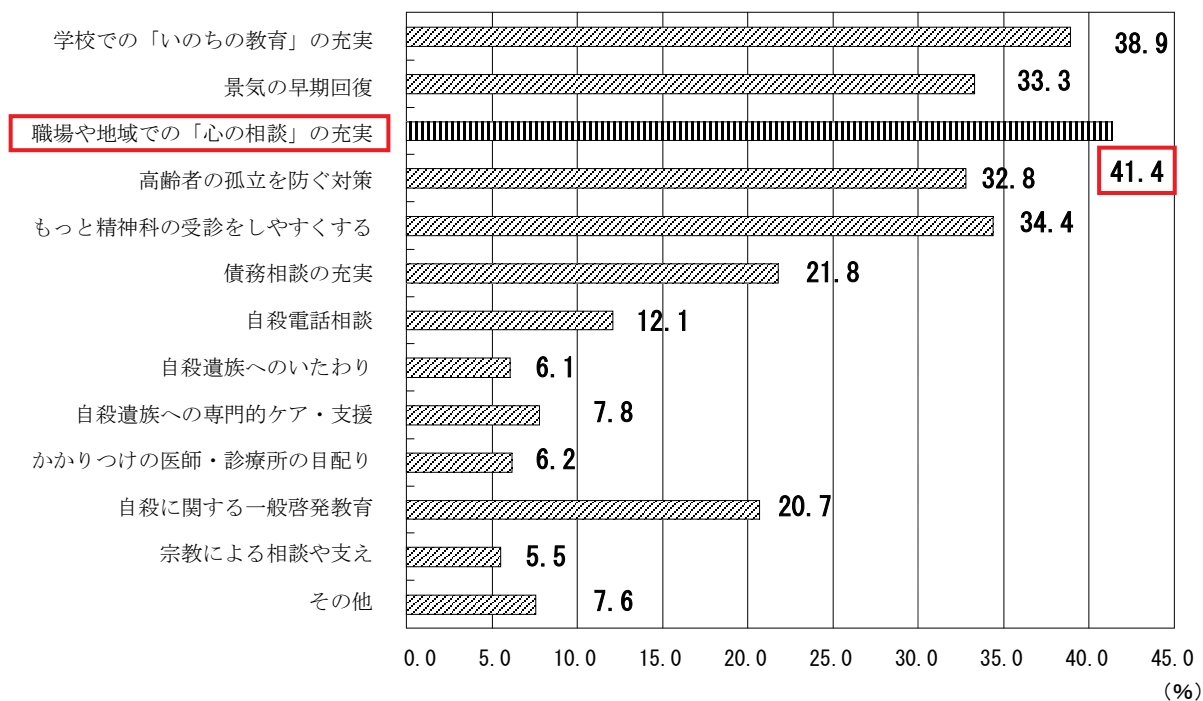
事業所を通じて従業員にアンケート用紙の配布及び回収を依頼し、記入済みの調査票を事業所単位で回収した。

(5) 配布数及び有効回収数(率)

配布数1,370に対して回収数994(72.6%)

2 自殺予防対策への要望についての調査結果(3つまで選択可)

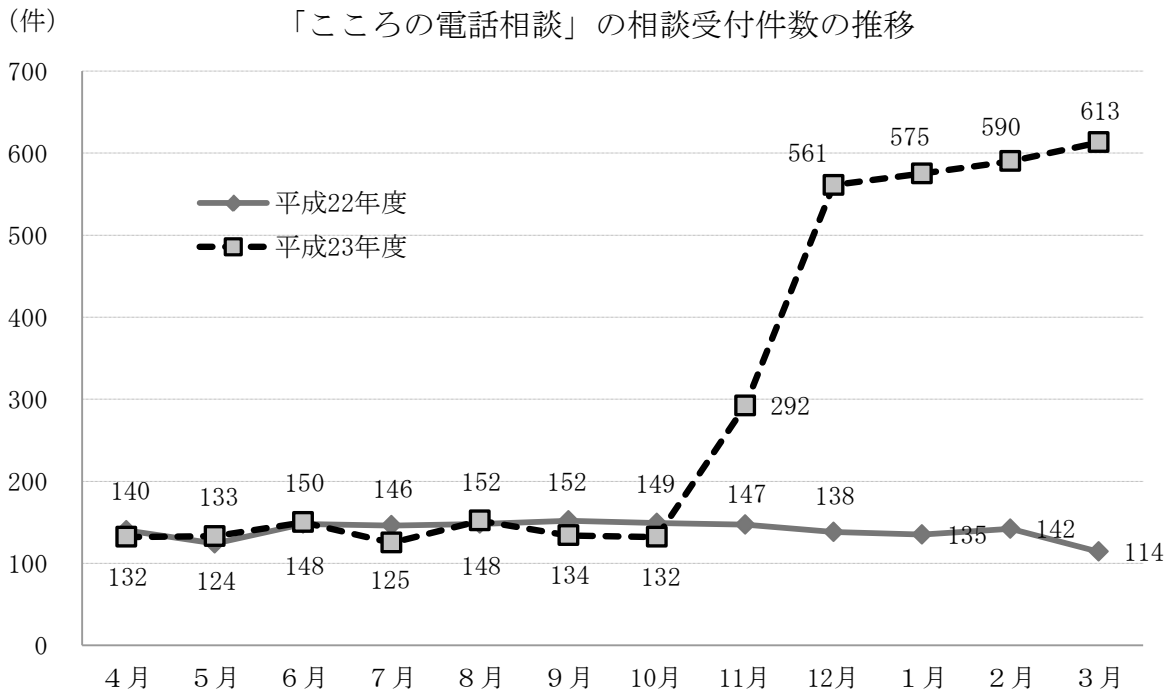
○ 「職場や地域での心の相談」を要望するものが約4割と最も多くなっている。



(注) 大阪市が公表している「平成19年度大阪市勤労者の生活ストレス調査」の結果による。

表3-⑤ 相談受付時間の拡大及びフリーダイヤル化により相談件数が増加した例

神奈川県では、民間の社会福祉士、看護師等を活用して実施している「こころの電話相談」について、平成23年11月21日から、受付時間の拡大（平日17時30分から21時までだったものを、9時から21時まで）及びフリーダイヤル化を実施したところ、実施後1か月間（平成23年11月21日～同年12月20日）の相談受付件数が、前年の同時期の相談受付件数（154件）と比較して約4倍となる615件に増加するなど、以下のとおり、これらの取組の実施前と比較して相談受付件数が大幅に増加している。



(単位：件)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成22年度	140	124	148	146	148	152	149	147	138	135	142	114	1,683
平成23年度	132	133	150	125	152	134	132	292	561	575	590	613	3,589

このことについて、神奈川県では、自殺者数が減少したことが、直ちに電話相談ダイヤルの受付時間を拡大したこと等の直接の効果であると判断することはできないが、この取組が一定の効果を出しているものと思われるため、今後も引き続きこの取組を継続していきたいとしている。

なお、同県内の23年11月及び12月の自殺者数（255人）は、前年の同時期の自殺者数（304人）と比較して49人（16.1%）減少している。

(注) 神奈川県の公表資料等に基づき当省が作成した。

表 3-⑥ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）＜抜粋＞

（民間団体の活動に対する支援）

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（注）下線は当省が付した。

表 3-⑦ 「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定、平成 20 年 10 月 31 日一部改正）
＜抜粋＞

第 4 自殺を予防するための当面の重点施策

9. 民間団体との連携を強化する

自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠である。宗教家、遺族やその支援者などが、ボランティアとして参加している民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助している。国及び地域の自殺対策において、このような民間団体の活動を明確に位置づけること等により、民間団体の活動を支援する。

（1）民間団体の人材育成に対する支援

遺族のための自助グループの進行役（ファシリテーター）、電話相談事業の相談員等の養成のための研修資材を開発する。

（2）地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策活動を行っている公的機関、民間団体等の確かな連携体制の確立を促す。

（3）民間団体の電話相談事業に対する支援

民間団体の電話相談事業に対する支援を引き続き実施するとともに、相談窓口電話番号の全国共通化について検討する。

（4）民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策を支援する。

（注）下線は当省が付した。

表3-1-1-① 「地域自殺対策緊急強化交付金の運営について」(平成21年6月5日府政共生第633号、平成23年11月21日一部改正) <抜粋>

○ 地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領

別添 基金を活用して行われる地域自殺対策緊急強化事業について

地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領第3(1)の緊急強化事業の内容、対象経費等は以下によるものとする。

都道府県及び市町村は、自殺を考えている人の個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援等を行うため、各地方公共団体が事業を実施するとともに、民間団体への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

また、各府省で実施する既存の自殺対策事業は、緊急強化事業の対象外とする。

1. 対面型相談支援事業

(1) 事業内容

関係行政機関、民間団体、医療機関等が幅広く連携し、自殺対策に資するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者等の専門家を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う「包括支援相談」を開催したり、相談窓口を設置・充実するなど、相談支援体制の強化を図るための事業

2. 電話相談支援事業

(1) 関係行政機関や民間団体で実施する電話等による相談事業について、電話番号の共通化、フリーダイヤル設置、24時間対応、必要な設備・備品の充実強化など心の悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するための事業

3. 人材養成事業

(1) 行政機関の相談担当者や民間ボランティアなど、自殺対策に関わる多様な分野に携わる人材を緊急に養成するための事業

- ① 自殺の危険性の高い人を早期に発見し適切な対応を行うため、人材養成を担う指導員の養成や、その指導員が講師となってゲートキーパー養成研修会の実施
- ② 自殺を考えている人、自殺未遂者等の自殺の危険性の高い人、自死遺族等に相談支援を行う人材を養成するための研修の実施 等

4. 普及啓発事業

(1) 事業内容

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)ができるようにするなど広報啓発を強力に実施するための事業(新聞、テレビ、ラジオ等による広報、パンフレットの作成・配布、シンポジウム、講演会の開催等)

5. 強化モデル事業

(1) 事業内容

1. から 4. までのメニュー以外で地方公共団体が独自に取り組む以下の事業

- ① 自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援
- ② 自殺のハイリスク者に対する支援の実施や支援体制の構築
- ③ 自殺のハイリスク地におけるパトロール、フェンス・看板の設置等
- ④ 自殺を考えている人への一時的避難場所（シェルター）の提供等
- ⑤ その他地域における自殺対策を緊急に強化するための事業

6. うつ病医療体制強化事業

(1) 事業内容

精神科医と一般かかりつけ医との定期的な連絡会議の開催、うつ病患者を一般かかりつけ医から精神科医療機関へスムーズにつなぐ医療連携体制構築のための事業、精神医療関係者に対する研修事業、及び上記の事業に付随する調査事業

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (1) - ② - i 「地域自殺対策緊急強化交付金の運営について」（平成 21 年 6 月 5 日府政共生第 633 号、平成 23 年 11 月 21 日一部改正）＜抜粋＞

○ 地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領

第 2 基金事業

(10) 基金事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により基金事業実施状況報告を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

第 5 緊急強化事業実績報告

都道府県は、毎年度、緊急強化事業が完了した後、都道府県及び市町村が当該年度に実施した緊急強化事業に係る実績に関する報告を取りまとめた上で、別紙様式により第 2 (10) の基金事業実施状況報告とともに、基金事業に係る決算終了後速やかに、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

○ 別紙様式
(別紙)

基金事業実施状況報告及び緊急強化事業実績報告について

2. 緊急強化事業実績報告

(2) 都道府県実施分事業支出内訳

事業名	支出内訳 (円)													合計		
	報償費	賃金	報酬	社会保 険料等	旅費	需用費	役員費	使用料・ 賃借料	工事費	備品 購入費	図書 購入費	委託料	補助金		負担金	その他
① 対面型相談支援事業																
② 電話相談支援事業																
③ 人材養成事業																
④ 普及啓発事業																
⑤ 強化モデル事業																
小計																
⑥ うつ病医療体制強化事業																
合計額																

(3) 事業報告

(都道府県事業)

〇〇県

担当	民間補助	事業名	事業内容	予算額	期間	事業成果		事業評価	その理由
						のべ相談日数	相談件数		
小計									

(市町村事業)

担当	民間補助	事業名	事業内容	予算額	期間	事業成果		事業評価	その理由
						のべ相談日数	相談件数		
小計									
合計									

※ 事業評価の凡例

S：非常に有効である、A：有効である、B：有効であるが、一部に見直しが必要である、C：あまり有効でなく、大幅な見直しが必要である、
D：有効でない

(注) 「緊急強化事業実績報告」の「事業報告」は、①対面型相談支援事業、②電話相談支援事業、③人材養成事業、④普及啓発事業及び⑤強化モデル事業の5つの事業ごとに報告を行う様式となっている。

表 3 - (1) - ③ 「都道府県・政令指定市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査」(平成 22 年度) の概要

調査の名称	都道府県・政令指定市における自殺対策取組状況に関する調査	都道府県・政令指定市における自死遺族支援への取組状況に関する調査
調査の目的	自殺総合対策大綱に基づき、全国の都道府県及び政令指定都市の平成 22 年 4 月 1 日時点における自殺対策取組状況及び自殺対策連絡協議会の活動状況等を把握し、国及び地方公共団体における自殺対策の推進に役立てる。	自殺総合対策大綱に基づき、全国の都道府県及び政令指定都市の平成 22 年 4 月 1 日時点における自死遺族支援の取組状況及び民間団体における自死遺族支援活動状について把握し、国及び地方公共団体における自死遺族支援の推進に役立てる。
調査の方法	平成 22 年 4 月及び同年 5 月に、47 都道府県及び 19 政令指定都市の自殺対策主管課に対して調査表を送付し、全ての地方公共団体から回答を得た。	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺対策の組織、予算等 ② 自殺対策連絡協議会の設置状況、開催状況等 ③ 管内の民間団体等の取組状況、補助の有無等 ④ 自殺対策の基本指針等の有無、平成 22 年度の事業実施予定等 ⑤ 相談窓口担当者への研修の実施状況 ⑥ 自殺者数等の把握状況 ⑦ 管内の市区町村の体制、研修会の実施状況等 ⑧ 自殺予防総合対策センターに期待すること ⑨ その他の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治体による自死遺族支援の内容 ② 自治体が自死遺族支援に取り組む上での困難 ③ 自死遺族支援に関する方針 ④ 自助・支援グループの活動 ⑤ 民間の自助・支援グループへの支援とその問題点 ⑥ 民間の自助・支援グループへの支援についての考え方 ⑦ 厚生労働省ガイドライン（注）の利用状況について <p>（注）「自殺に傾いた人を支えるために～相談担当者のための指針～」、「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」及び「自殺未遂者ガイドライン 自殺未遂患者への対応～救急外来（ER）・救急科・救急救命センターのスタッフのための手引き」を表す。</p>

(注) 「都道府県・政令指定市における自殺対策および自死遺族支援への取組状況に関する調査報告書(平成 22 年度)」(平成 22 年 11 月独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター) に基づき当省が作成した。

表 3 - (1) - ④ 自殺防止対策事業の概要

所管	厚生労働省社会・援護局
事業の目的	民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にあり、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。
事業概要	民間団体の行う先進的な自殺防止対策事業として、i) 全国規模で行われる自殺防止対策事業及びii) 地域において先駆的に行われる自殺防止対策事業のそれぞれに国が財政的支援を行うもの
補助対象者	① 全国事業：全国の 30 以上の都道府県に活動拠点を有しており、原則として、全国規模の自殺防止対策に 5 年以上の活動実績があるボランティアで自殺防止対策を行う民間団体 ② 先駆事業：所在地の都道府県又は政令指定都市の自殺対策主管課の推薦を受けており、原則として自殺防止対策に 2 年以上の活動実績があるボランティアで先駆的な自殺防止対策を行う民間団体
補助対象事業	① 全国事業：全国の 30 以上の都道府県で行われる自殺防止対策に資する事業（自殺予防のための電話相談、自死遺族ケア等） ② 先駆事業：地域において先駆的に行われる自殺防止対策に資する事業
予算額及び 交付実績	平成 21 年度：〔予算額〕 122,584 千円 〔交付実績〕 98,438 千円（13 団体） 平成 22 年度：〔予算額〕 111,734 千円 〔交付実績〕 109,157 千円（12 団体） 平成 23 年度：〔予算額〕 111,834 千円 〔交付実績〕 111,017 千円（17 団体）（予定）
補助率	10 分の 10

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表3-(2)-① 地方公共団体の心の健康に関する相談機関の概要（平成22年度）

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数 (配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
北海道	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応	電話:平日8:45～17:30 面談:第4水曜日13:30～16:30	7人(7人)	4,064件(410件)
		こころの電話相談	心の健康に係る電話相談窓口を民間のこころの電話相談員(委嘱)を活用し実施 ※同窓口に「こころの健康相談統一ダイヤル」を設定	平日9:00～21:00 休日10:00～16:00	こころの電話相談員:5人(5人)	
北海道	滝川保健所	精神保健福祉相談	精神障がい者及びその家族・関係者並びに精神保健福祉に関する問題に悩む地域住民からの相談に、保健所の保健師が随時、来所、電話の方法により対応するとともに、月1回、精神科医師及び保健師による専門的な心の健康相談を実施	随時相談:平日8:45～17:30 専門相談:第2木曜日14:00～16:30	随時相談:4人(4人)	随時相談:839件(15件) 専門相談:10件(0件)
		合同無料相談	保健所と司法書士会が連携し、司法書士による多重債務等に関する経済、法律相談、保健所の保健師による心の健康相談を併せて行う合同無料相談会を開催	平成23年3月5日(土)11:00～14:00	保健師 司法書士	不明
札幌市	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉センターの法定業務として、来所及び電話の方法により、精神保健福祉及び自殺に関する相談に対応	平日8:45～17:15	精神保健福祉士4人、保健師2人、作業療法士1人(7人)	4,136件(145件)
		心の健康づくり電話相談	「心の健康づくり電話相談」において、民間の相談員に委託し、自殺に関する相談に対応 ※同窓口に「こころの健康相談統一ダイヤル」を設定	(～平成23年2月) 平日8:45～17:15 (平成23年3月～) 平日9:00～21:00 休日10:00～16:00	職員7人 相談員10人	
		総合相談	精神保健福祉センター、弁護士会、労働局等が連携し、自殺の要因となる雇用問題、借金問題、心身の健康問題等の相談を同時に実施するワンストップ型の総合相談会を開催	年3回(平日)	弁護士 司法書士 保健師等18人(18人)	
函館市	函館保健所	精神保健福祉相談	①電話、来所及び家庭訪問により、保健師、精神保健福祉士による相談を実施 ②心の健康相談として、月2回、精神科医師(嘱託又は管内の精神科医院からの派遣)による面接相談を実施(予約制)	①平日8:45～17:30 ②第2木曜日13:00～15:00、奇数月第4火曜日10:00～12:00、偶数月第4水曜日13:00～15:00	①8人(6人) ②(1人)	①1,577件(20件)
		函館いのちのホットライン	函館市に登録されたボランティアを活用することにより、こころの健康問題に関する電話相談を実施	月、金曜日17:30～20:30	ボランティア相談員37人(2人)	
浦臼町	福祉課	やすらぎ健康相談	体の状況や心の相談に関する相談に保健師が電話、面談により対応	月2回(月曜日)9:00～11:00 ※上記時間以外にも随時対応	4人(3人)	343件(19件)
足立区	衛生部足立保健所こころのいのち支援担当課	雇用・生活・こころと法律の総合相談会	ハローワーク、福祉事務所、保健師及び弁護士等により、雇用相談、生活相談、身体と心の不安に関する相談、法律相談などについて、ワンストップ相談会を開催	9月、11月:1日間 12月:8日間 2月、3月:10日間	ハローワーク職員 福祉事務所職員 保健師 弁護士等	515件(23件)
埼玉県	保健医療部疾病対策課	暮らしとこころの総合相談	弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門家を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う包括支援相談を実施。相談業務を効果的に行うため、民間団体等に業務委託	木曜日14:00～19:00	約10人(約8～9人)	940件(102件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
埼玉県	精神保健福祉センター	こころの健康相談	こころの健康に関する相談に電話、面談により対応	平日9:00～17:00	16人(16人)	7,044件(329件)
		うつ病、自死遺族相談	うつ病、自死遺族に関する本人・家族からの相談に面談により対応	平日9:00～17:00		うつ病:37件(0件) 自死遺族:12件(0件)
埼玉県	狭山保健所	精神保健相談	①メンタルヘルスに関する相談に保健師、精神保健福祉士が電話、面談、訪問により対応 ②月1回、メンタルヘルスに関する相談に精神科医が対応	①平日8:30～17:15	6人	2,406件(18件)
		ひきこもり、アルコール相談	①ひきこもり、アルコール問題に関する相談に保健師、精神保健福祉士が電話、面談、訪問により対応 ②月1回、ひきこもりに関する相談に臨床心理士が対応	①平日8:30～17:15 ②第4月曜日午後		
さいたま市	こころの健康センター	精神保健福祉相談	こころの健康に関する相談及び自死遺族に対する相談に電話、面談により対応	平日9:00～17:00	16人(15人)	電話:4,125件(79件) 面談:402件(15件)
さいたま市	さいたま市保健所	精神保健相談	市民・関係機関からの精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応。また、必要に応じ、訪問・受診援助を実施	平日8:30～17:15	17人(17人)	11,699件(430件)
日高市	保健相談センター	心の健康相談	心の健康に関する相談に精神保健福祉士、保健師が電話、面談、訪問により対応	平日8:30～17:15	9人(13人) ※相談には、相談員だけでなく職員全体で対応	1,772件(1件)
新潟県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	①通常の相談業務の中で、電話、来所による自殺に関する相談に対応 ②月2回、精神科医師による精神保健相談を実施(予約制)	①平日8:30～17:00 ②第1火曜日及び第3金曜日	①6人(6人)	1,665件(48件)
		思春期精神保健相談	①通常の相談業務の中で、電話、来所による自殺に関する相談に対応 ②月1回、精神科医師による思春期の精神保健相談を実施(予約制)	①平日8:30～17:00 ②第4火曜日		22件(0件)
新潟県	十日町保健所	精神保健相談	①精神保健に関する相談に電話、面談、訪問により対応 ②月1～2回(年間15回)、精神科医による巡回の精神保健相談を実施。実施に当たり、精神科医へ依頼	①平日8:30～17:15 ②14:00～16:00(13回) 18:00～20:00(2回)	①精神保健福祉士2人(2人) ①精神科医1人(1人)	①956件(99件) ②82件
十日町市	市民福祉部健康支援課	こころの健康相談	年12回、精神科医、臨床心理士によるこころの健康相談会(予約制)を開催。相談会の開催に当たり、精神科医、臨床心理士へ依頼	10:00～12:00(1回) 14:00～16:00(9回) 18:00～20:00(2回)	精神科医1人、臨床心理士1人	41件(0件)
愛知県	健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室	包括相談	年間300日程度、県内のハローワーク等において、心の健康相談及び多重債務相談の包括相談を実施。包括相談の実施に当たり、精神保健福祉士協会及び司法書士会に業務委託	9:00～17:00	(1人)	362件(40件)
愛知県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	①精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応 ②自死遺族を対象とした相談に面談により対応 ③ひきこもりに関する相談に電話、面談により対応	①平日9:00～12:00、13:00～16:30 ②平日9:00～12:00、13:00～16:30 ③来所、電話:平日9:00～12:00、13:00～16:30	①12人(電話12人、面談1人) ②7人(1人) ③来所、電話:12人(1人) ※①～③の相談員は共通	①来所:502件(19件)、電話:969件(50件) ②502件(19件) ③メール:99件(5件) ※①(来所)及び②の相談件数は共通
		あいちこころホットライン365	心の健康に関する相談に電話により対応。実施に当たり、電話相談員を委嘱	9:00～16:30	28人(2人)	7,747件(71件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
愛知県	江南保健所	精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談	精神保健福祉に関する相談に面接、電話により対応。また、必要に応じて、訪問活動を実施。 さらに、精神科医師の相談が有効な場合は、嘱託の医師による相談を実施	平日9:00～12:00、 13:00～16:30	4人(4人)	1,505件(70件)
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	こころの健康無料相談	月2回、市内に在住、在勤、在学している者及びその家族を対象としたうつ病等に関する相談に精神科医又は産業カウンセラーが対応(予約制)。実施に当たり、精神科医及び産業カウンセラーを委嘱	平日18:00～20:00 土日15:00～17:00	2人(1人)	29件(0件)
名古屋市	精神保健福祉センター	①精神保健福祉相談 ②こころの健康電話相談 ③自死遺族相談 ④思春期精神保健相談 ⑤高齢期心の健康相談	①精神保健福祉に関する相談に来所により対応 ②こころの健康に関する相談に電話により対応 ③月1回、自死遺族を対象とした相談に対応(予約制)。必要に応じて、継続的なカウンセリングを実施。カウンセリングの実施に当たり、大学に業務委託している。 ④思春期の精神保健に関する相談に来所により対応 ⑤高齢者の心の健康に関する相談に来所により対応	①月曜日午前、水曜日午前 ②平日12:45～16:45 ③第3火曜日10:00～12:00 ④第1、2火曜日午後、第4、5金曜日午後 ⑤第2木曜日午後、第2金曜日午後	①(10人) ②(10人) ③5人(2人) ④(10人) ⑤(10人) ※①、②、④及び⑤は共通	①30件(2件) ②1,672件(90件) ③9件(9件) ④33件(0件) ⑤16件(0件)
名古屋市	北保健所	精神保健福祉相談	①精神保健福祉に関する相談に保健師や精神保健福祉相談員が電話、面談、訪問により対応。 ②週1回、精神科の嘱託医による精神保健福祉相談を実施	①平日8:45～17:15 ②週1回	①2人(2人)	3,779件(6件)
		うつ病家族相談	月1回、うつ病の悩みを抱える人の家族を対象とした精神科嘱託医による相談	月1回	精神科医	24件
岐阜県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	一般県民を対象とした精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応	平日9:00～16:00	6人(6人)	4,938件(61件)
岐阜県	岐阜保健所	精神保健福祉相談	①精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応。 ②年40回、非常勤の精神科医師による相談を実施	①平日8:30～17:15 ②年40回	①6人(2人)	645件(8件)
		包括支援相談	保健所、弁護士会、臨床心理士会と連携して、弁護士による法律相談と臨床心理士による心の健康相談を併せて行う包括支援相談を開催。開催に当たり、臨床心理士会に業務委託	平成22年8月～11月 第1、3月曜日 17:30～20:30	弁護士 臨床心理士 等	不明
岐阜市	岐阜市保健所	精神保健相談	①うつ病も含めた精神保健に関する相談に保健師、精神保健福祉相談員が電話、面談、訪問により対応 ②2か月に1回、精神科の専門医師による精神保健相談を実施	①平日8:45～17:30 ①偶数月の第3金曜日	①5人(5人)	7,214件(1件)
犬山市	健康福祉部健康推進課	①健康相談 ②こころの悩み相談	①健康に関する相談に保健師等が電話により対応 ②年4～5回、精神科医によるこころの悩み相談を実施(予約制)。実施に当たり、医師会が選任した精神科医に依頼を行っている。	①開庁時間内 ②年4～5回	①6人(6人) ②1人(1人)	①84件(0件) ②12件(0件)
大阪府	こころの健康総合センター	①こころの電話相談 ②自死遺族相談	①心の病や心の健康に関する相談等に臨床心理士が電話により対応 ②自死遺族等を対象として、遺族の悲嘆状況のケア及び社会復帰の支援のための個別専門相談を実施	①平日9:30～12:00、13:00～17:00 ②木曜日	①2人(2人) ②2人(2人) ※相談員は共通	②65件
		こころの救急相談	精神障害者及びその家族を対象として、臨床心理士、精神保健福祉士及び看護師による相談を実施。3地方公共団体による共同事業として、精神障害者社会復帰促進協議会に業務委託。	24時間	平日日中:1人(1人) 休日・夜間:2人(2人)	31,245件(1,386件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
大阪市	こころの健康センター	こころの悩み電話相談	精神的不安に関する相談に医師、心理職員等が電話による助言指導や傾聴を実施	平日10:00～15:00	12人(2人)	2,266件(55件)
		自死遺族相談	月4回、自死遺族を精神面からケアすることを目的とした相談窓口を開設し、臨床心理士が面談により対応。また、医療が必要な場合、継続したカウンセリングが必要な場合は、医療機関を紹介。実施に当たり、臨床心理士2人を嘱託	月4回	精神保健福祉相談員4人(1人) 臨床心理士1人(職員)(1人) 臨床心理士2人(嘱託)(1人) ※精神保健福祉相談員又は臨床心理士(職員)のどちらか1人	81件(0件)
		こころの救急相談	精神障害者及びその家族を対象として、臨床心理士、精神保健福祉士及び看護師による相談を実施。3地方公共団体による共同事業として、精神障害者社会復帰促進協議会に業務委託。	24時間	平日日中:1人(1人) 休日・夜間:2人(2人)	31,245件(1,386件)
豊中市	健康福祉部健康支援室	心の健康相談	年10回、こころの健康に関する相談に心理相談員が面談により対応。心理相談員は豊中精神保健福祉協議会から派遣(負担金を支払い)	年10回:13:30～15:30	2人(2人)	12件(0件)
		メンタルヘルス相談	週1回、多重債務相談及び就労支援相談に来られた相談者のうちメンタルヘルス相談が必要な人に対して臨床心理士が対応	週1回:13:00～16:00	1人(1人)	8件(0件)
兵庫県	健康福祉部障害福祉局障害福祉課いのち対策室	無料法律相談	月2回、弁護士による電話法律相談を行う際に、心のケアが必要な相談者に対して、精神保健福祉士が相談に対応。精神保健福祉士協会に委託し、精神保健福祉士を派遣	第2、4日曜日 17:00～21:00	精神保健福祉士(2人)	449件(6件)
		兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	自殺を考える人及びその家族からの相談に精神保健福祉士、臨床心理士等が対応。精神病院協会に委託し、専門家を派遣	平日18:00～7:30(H22.5～) 平日18:00～8:30(H22.10～) 休日24時間	精神保健福祉士、臨床心理士等40人(2人)	12,869件(1,132件)
兵庫県	精神保健福祉センター	多面的相談	月1回、自殺の悩みを抱える本人及びその家族からの相談に精神保健福祉士、保健師等が対応。また、多重債務などの法律問題や医療問題に係る相談に対応するため、弁護士や医師等の専門家と精神保健福祉士、保健師等と一緒に相談に対応(予約制)	月1回	医師 精神保健福祉士 保健師	不明
		こころの健康電話相談	こころの健康に関する相談に医師、臨床心理士等が電話により対応	火曜日～土曜日 9:30～11:30、 13:00～15:30	医師 臨床心理士	不明
		医師相談	月1回、精神保健福祉及び薬物関連の相談について、精神科医師が対応(予約制)	月1回	精神科医	不明
		来所相談	ひきこもり、薬物、うつ等に関する相談に精神保健福祉士が面談により対応(予約制)	火曜日～土曜日	精神保健福祉士	不明
兵庫県	阪神南県民局芦屋健康福祉事務所	こころの相談	①精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応。 ②月1回、市民や関係機関の職員等を対象として、こころの健康に関する相談に精神科医が面談により対応	健康福祉事務所の開庁時間内	①4人(4人)	1,340件(20件)
尼崎市	尼崎市保健所	精神保健福祉相談	精神障害者を対象とした精神保健福祉に関する相談に精神保健福祉相談員が電話、面談により対応	平日9:00～17:30	2人(2人)	7,375件(40件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
広島県	健康福祉局健康対策課	法律相談とこころのケア相談	法律問題とこころのケアに関する合同相談会を開催し、司法書士、精神保健福祉士等が対応。実施に当たり、司法書士会及び精神保健福祉協会に業務委託	第1、4日曜日 10:00～12:00	司法書士 精神保健福祉士	12件(0件)
		不眠電話相談	不眠に関する相談に医師、臨床心理士、産業カウンセラー等が電話により対応。実施に当たり、産業保健推進センターに業務委託	月～金曜日の1日 4時間	医師 臨床心理士 産業カウンセラー	358件
		いのちの電話フリーダイヤル相談	自殺に関する相談にいのちの電話の相談員が対応。実施に当たり、いのちの電話に業務委託	毎月1日8:00～20:00	広島いのちの電話相談員	55件
広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談、訪問により対応	平日9:00～12:00、 13:00～17:00	5人	5,891件(95件)
広島県	東部保健所	精神保健相談	①心の健康に関する相談に電話、面談により対応 ②月1回、精神科医による定例相談を実施	①保健所開庁時間内 ②月1回13:30～16:00	①保健師3人(3人) ②精神科医1人(1人)	400件(4件)
広島県	北部保健所	精神保健福祉相談(心の健康相談)	①不眠、ストレス、ひきこもり等の心の健康に関する問題に電話、面談により対応 ②年15回、精神科医による定例相談を実施。実施に当たり、精神科医へ依頼	①平日8:30～17:15 ②年15回13:00～14:30	①保健師2人(2人) ②精神科医1人(1人)	441件(4件)
広島市	健康福祉局精神保健福祉センター、精神保健福祉課	精神保健福祉相談	思春期の心の悩み、ひきこもり、家庭・職場における人間関係、うつ病など精神的な病気や自殺者の遺族の心の痛みなど、心の健康に関する相談に電話、面談により対応	電話:平日8:30～17:00 面接:平日9:00～17:00	4人	3,758件(94件)
広島市	広島市南保健センター	精神保健福祉相談	市民を対象とした様々な心の悩みやストレスに関する「心の健康相談」について、精神保健福祉相談員又は精神科医による相談を実施	平日8:30～17:00 精神科医による相談:第1、3木曜日 13:30～15:00	2人(2人)	3,807件(10件)
三原市	保健福祉課	こころの何でも相談	年3～6回、医療機関に対し精神科医師や精神保健福祉士を依頼して定例相談を実施	年3～6回13:30～15:00	精神科医又は精神保健福祉士1人(1人)	35件(0件)
		精神保健相談	精神保健に関する相談に保健師が電話、面談、訪問により対応	平日8:30～17:30	11人(11人)	1,883件(2件)
三次市	福祉保健部健康推進課	精神保健相談	精神保健に関する相談に保健師が電話、面談、訪問により対応	平日8:15～17:15	19人	2,004件(22件)
愛媛県	心と体の健康センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談、訪問により対応	平日8:30～17:15	6人(6人)	3,271件(32件)
愛媛県	今治保健所	精神保健相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談、訪問により対応	平日8:30～17:15	5人(5人)	538件(17件)
松山市	松山市保健所	精神保健相談	①精神保健に関する電話相談に対応 ②週2回、こころの健康に関する相談に面談により対応(予約制) ③月2回、精神障害者及びその家族を対象とした精神障害者家族相談に面談により対応(予約制)	①平日8:30～17:15 ②週2回 ③月2回	①8人(8人) ②・③精神保健福祉士1人、保健師2人 ※①～③の相談員は共通	1,250件(15件)
香川県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談に電話、面談により対応	電話、面談:平日8:30～17:15	9人(9人)	6,453件(1,815件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
香川県	中讃保健福祉事務所	精神保健相談	①精神保健に関する相談に精神保健福祉相談員及び保健師が電話、面談により対応 ②心の健康について悩んでいる者及びその家族等を対象として、嘱託の精神科医師によるこころの健康相談を実施 ③思春期特有の心の問題を抱えている者及びその家族等を対象として、嘱託の精神科医師による思春期こころの健康相談を実施 ※②、③においては、管内の病院から精神科医師が派遣されている。	①平日8:30～17:15 ②木曜日14:00～16:00 ③第4水曜日14:00～16:00	①8人(2人) ②・③精神科医1人(1人)、保健師等1人(1人)	②301件(5件) ③7件(0件)
			公共職業安定所において、精神保健に関する相談に精神保健福祉相談員及び保健師が対応(予約制)	第2金曜日13:00～16:00	精神保健福祉相談員 保健師	40件(0件)
高松市	保健センター	精神保健相談	精神保健に関する相談に電話、面談、訪問により対応	平日8:30～17:15	4人	3,917件(74件)
福岡県	保健医療介護部健康増進課	自殺予防ホットライン	自殺を考えている者を対象として、自殺防止総合相談窓口「自殺予防ホットライン」を開設。北九州いのちの電話に事業委託。	24時間	電話相談員228人(3人)	不明
		心の健康相談	グリーンコープ生活協同組合ふくおかと連携し、多重債務者の生活再生相談における心の健康相談を開催	平成22年9月13日 10:00～16:00	不明	19件(不明)
福岡県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に医師、臨床心理士、保健師が電話、面談により対応	電話:平日8:30～17:15 面談:月、火、木、金の午前中	電話:臨床心理士、保健師5人 面談:嘱託医師1人	電話:3,778件(187件) 面談:743件(17件)
			心の健康に関する専用電話相談を臨床心理士、精神保健福祉士、保健師が対応	平日9:00～12:00、 13:00～16:00	臨床心理士、精神保健福祉士、保健師5人(1人)	3,358件(101件)
福岡県	嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所(嘉徳・鞍手保健所)	精神保健福祉相談	心の健康に関する相談を保健師が電話、面談により対応。より高度で専門的な相談については、嘱託の精神科医師が面談により対応(予約制)	平日8:30～17:15	保健師7人 嘱託医師8人	面談:430件(0件) 医師による面談:26件(0件) 電話:1,835件(38件)
福岡市	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応	電話:平日10:00～12:00、13:00～16:00 面談:月、水、金曜日10:00～15:30	4人(4人)	電話:2,601件(71件) 面談:446件(9件)
		夜間電話相談	主に精神障害者を対象とした夜間専用の電話相談窓口を開設	平日19:00～21:00	4～5人(4～5人)	630件(42件)
福岡市	博多区保健福祉センター(博多区保健所)	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に電話、面談により対応	平日9:00～17:00	5人	9,527件(42件)
久留米市	健康福祉部保健所保健予防課	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に医師、保健師、精神保健福祉士が電話、面談により対応 ※管内の病院から医師が派遣されている。	電話、面談:平日8:30～17:15 医師による面談:木曜日13:30～15:00	電話、面談:保健師6人(6人)、精神保健福祉士1人(1人) 医師による面談:医師12人(1人)、保健師等(2人)	2,182件(35件)

地方公共団体名	機関等名	相談窓口の種類、名称等	概要	相談受付時間	相談員数(配置人数)	相談件数(うち、自殺に関する件数)
鹿児島県	保健福祉部障害福祉課	自殺予防情報センター	自殺に関する相談に自殺対策調整員(非常勤)が電話、面談により対応	月、木曜日9:00～12:00、13:00～16:00	1人 ※精神保健福祉センター内に設置されていることから、同センターの職員(保健師)も相談に対応している。	131件(131件)
		こころの電話相談	こころの悩みに関する相談について、電話により対応。実施に当たり、精神保健福祉協議会へ事業委託 ※同窓口に「こころの健康相談統一ダイヤル」を設定	平日9:00～16:30	2人(1～2人)	1,599件(75件)
		心の健康相談	弁護士会、司法書士会による多重債務等に関する無料法律相談会を開催するに当たり、いのちの電話に相談対応を依頼し、同相談員による心の健康相談会を併せて開催	平成22年9月11日(土)11:00～16:00	弁護士 司法書士 いのちの電話相談員	8件(不明)
鹿児島県	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談について、臨床心理士、保健師等が電話、面談により対応	平日8:30～17:00	5人(5人)	1,730件(90件)
鹿児島県	北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)	精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に保健師が電話、面談により対応	平日8:30～17:15	保健師5人(2人)	296件(5件)
		医療相談	月2回、自殺の原因となりやすい、うつ病や統合失調症等精神疾患の疑いのある者等を対象に精神保健指定医(嘱託医)による医療相談を開催(予約制)	第1、3金曜日14:00～16:00	精神保健指定医(嘱託)1人(1人)	
鹿児島市	健康福祉局保健所保健予防課	精神保健福祉相談	①自殺に関する相談に精神保健福祉士、保健師が電話、面談、訪問により対応 ②自殺に関する相談に嘱託の医師が面談により対応	①平日8:30～17:15 ②水曜日13:00～15:00又は14:00～16:00	①精神保健福祉士、保健師5人 ②医師(嘱託)5人	11,406件(324件)
沖縄県	福祉保健部障害保健福祉課	合同相談	弁護士会、司法書士会、臨床心理士会、精神保健福祉士協会等と連携し、多重債務相談、心の健康相談の合同相談会を開催	年数回	弁護士 司法書士 臨床心理士 精神保健福祉士等	30件(0件)
沖縄県	中央保健所	精神保健福祉相談	①精神保健福祉に関する相談に保健師及び相談員が電話、面談、訪問により対応 ②月1回、専門医による精神保健福祉に関する相談を実施	①平日9:00～16:00 ②第1水曜日午後	9人(2人) ※①、②共通	①2,512件(51件)
		酒害相談	月1回、沖縄断酒連合会と連携し、同会メンバーによるピアカウンセリングによる酒害相談を実施(予約制)	第1水曜日14:00～16:00	不明	6件
		包括支援相談	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等の悩みを持つ者を対象として、弁護士、診療心理士等の専門家を活用し、生活相談と心の健康等に関する相談を併せて行う包括支援相談を開催	平成22年12月15日13:30～16:00	弁護士 司法書士 臨床心理士 ハローワーク職員等12人	20件(0件)
沖縄県	総合精神保健福祉センター	精神保健福祉相談	こころの健康に関する相談に電話、面談により対応(面談は予約制)	電話:月、水～金曜日9:00～11:30、13:00～17:00 面談:月、木曜日9:00～11:00、13:00～16:00	7人(電話:5人、面談:6人)	電話:1,829件(41件) 面談:118件(2件)
		専門外来	週1回、うつ・自殺等に関する相談に精神科医が面談により対応	木曜日午前	精神科医1人(1人)	不明
那覇市	保健センター	こころの健康相談	月1回、こころの健康に関して、臨床心理士(嘱託)による専門相談を実施(要予約)。	月1回14:00～17:00	臨床心理士1人(1人) ※ほかに、保健師5人も対応	18件(0件)

13都道府県33機関、6政令指定都市11機関、16市区町16機関(計60機関)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「相談員数(配置人数)」欄は、各相談窓口の全相談員数及び相談受付時間内に同時に配置される相談員数を表す。
3 「相談件数(うち、自殺に関する件数)」欄は、各相談窓口の全相談件数及び自殺に関する相談件数を表す。

表 3 - (2) - ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）〈抜粋〉

<p>(精神保健福祉センター)</p> <p>第六条 都道府県は、<u>精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関</u>（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。</p> <p>2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。</p> <p>二 <u>精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。</u></p> <p>三 精神医療審査会の事務を行うこと。</p> <p>四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>五 障害者自立支援法第二十二條第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>六 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (2) - ③ 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）〈抜粋〉

<p>第 5 条 <u>保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。</u></p> <p>2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 9 号に規定する区域及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 2 項第 1 号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p> <p>第 6 条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。</p> <p>一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項</p> <p>二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項</p> <p>三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項</p> <p>四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項</p> <p>五 医事及び薬事に関する事項</p> <p>六 保健師に関する事項</p> <p>七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項</p> <p>八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項</p> <p>九 歯科保健に関する事項</p> <p>十 <u>精神保健に関する事項</u></p> <p>十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項</p> <p>十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項</p> <p>十三 衛生上の試験及び検査に関する事項</p> <p>十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項</p>

(注) 下線は当省が付した。

表3-2-4 精神保健福祉センター等といのちの電話における相談受付件数

○ 全国の精神保健福祉センター、保健所及び市区町村における相談延人員等（平成22年度）

（単位：人、％）

相談の種類 機関の区分	来所による 相談延人員	電話による 相談延人員	電子メールに よる相談延人員	計	合計
	うち自殺に 関する相談 (割合)	うち自殺に 関する相談 (割合)	うち自殺に 関する相談 (割合)		
精神保健福祉 センター (68)	210,592	266,470	1,852	478,914	2,456,211 48,881 (2.0)
	3,421 (1.6)	12,200 (4.6)	154 (8.3)	15,775 (3.3)	
市区町村及び 保健所 (494)	797,761	1,168,238	11,298	1,977,297	
	11,638 (1.5)	21,188 (1.8)	280 (2.5)	33,106 (1.7)	

(注) 1 厚生労働省の「衛生行政報告例」（平成22年度）、「地域保健・健康増進事業報告」（平成22年度）等に基づき、当省が作成した。

2 平成22年度の「衛生行政報告例」における相談件数には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。また、平成22年度の「地域保健・健康増進事業報告」における相談件数には、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

3 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために、都道府県及び政令指定都市に設置することとされている機関であり、同条第2項において、i) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究、ii) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導等を行うこととされており、都道府県及び政令指定都市において自殺に関する相談を受け付ける部署となっている。

4 保健所とは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等に設置することとされ、同法第6条において、i) 地域保健に関する思想の普及、ii) 保健師に関する事項、iii) 精神保健に関する事項等を行うこととされており、精神保健福祉センターとともに、地方公共団体において自殺に関する相談を受け付ける部署となっている。

○ 全国のいのちの電話における相談受付件数等（平成22年）

（単位：件、％）

相談の種類 機関の区分	来所による相談	電話による相談	電子メールによる相談	計
	うち自殺に 関する相談 (割合)	うち自殺に 関する相談 (割合)	うち自殺に 関する相談 (割合)	
全国のいのち の電話 (52)	—	755,485	1,803	757,288
	—	71,233	693	71,926
	—	(9.4)	(38.4)	(9.5)

(注) 一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

表3-2-⑤ 精神保健福祉センターにおける来所相談、電話相談、電子メールによる相談者数
(平成22年度)

(単位：人)

区分	総数（延人員）			自殺関連（延人員）			
	来所	電話	電子メール	来所	電話	電子メール	
都道府県	北海道	1,635	6,489	71	183	355	17
	青森	358	2,012	-	2	6	-
	岩手	242	3,382	-	4	128	-
	宮城	2,969	13,248	5	8	101	-
	秋田	538	5,424	-	30	307	-
	山形	1,310	1,825	-	110	83	-
	福島	142	3,833	3	11	174	-
	茨城	1,789	3,181	-	14	27	-
	栃木	2,488	5,022	95	259	260	-
	群馬	189	3,786	137	17	346	15
	埼玉	5,046	20,529	310	208	494	84
	千葉	2,281	8,377	-	77	370	-
	東京	114,619	27,317	-	33	309	-
	神奈川	3,213	16,077	68	53	646	-
	新潟	775	4,788	-	1	35	-
	富山	4,593	3,100	-	271	104	-
	石川	1,452	7,088	-	16	74	-
	福井	4,447	2,618	-	55	33	-
	山梨	1,895	2,928	4	60	32	-
	長野	2,746	6,494	-	96	156	-
	岐阜	399	4,525	-	-	61	-
	静岡	2,281	7,131	-	263	832	-
	愛知	1,547	12,542	253	22	250	8
	三重	230	1,453	-	9	48	-
	滋賀	1,005	4,731	2	27	203	-
	京都	1,658	7,109	-	93	1,766	-
	大阪	23,869	9,836	134	540	624	-
	兵庫	2,954	4,654	26	61	90	-
	奈良	104	378	-	92	204	-
	和歌山	246	1,454	2	67	97	-
	鳥取	3,414	2,232	-	7	40	-
	島根	175	1,561	-	7	57	-
	岡山	3,672	5,937	67	94	140	1
	広島	4,709	7,217	554	66	119	4
	山口	210	1,866	-	2	65	-
	徳島	1,045	1,700	8	51	115	1
	香川	2,939	3,429	82	292	1,507	16
	愛媛	1,094	2,490	-	8	24	-
	高知	1,024	2,773	-	63	693	-
	福岡	1,391	10,928	16	27	585	8
	佐賀	335	4,099	-	13	39	-
	長崎	258	1,995	-	6	64	-
	熊本	1,542	5,132	-	68	49	-
	大分	904	4,850	15	17	147	-
	宮崎	204	5,597	-	5	92	-
	鹿児島	538	1,504	-	11	208	-
	沖縄	118	1,829	-	2	41	-

区分		総数（延人員）			自殺関連（延人員）		
		来所	電話	電子メール	来所	電話	電子メール
指定都市 (再掲)	札幌市	691	3,445	-	2	143	-
	仙台市	2,969	13,248	5	8	101	-
	さいたま市	2,438	4,563	56	159	297	2
	千葉市	2,077	1,807	-	60	11	-
	横浜市	184	7,831	-	5	246	-
	川崎市	2,834	2,713	62	42	142	-
	相模原市	166	1,529	6	3	93	-
	新潟市	551	3,517	-	1	16	-
	静岡市	1,290	1,013	-	203	561	-
	浜松市	921	2,456	-	60	164	-
	名古屋市	907	3,826	9	3	129	-
	京都市	1,006	2,688	-	39	110	-
	大阪市	258	3,125	49	59	253	-
	堺市	1,769	3,116	85	22	135	-
	神戸市	1,856	1,818	19	-	8	-
	岡山市	825	2,293	5	53	62	1
	広島市	934	2,872	10	11	79	4
	北九州市	56	591	-	1	226	-
	福岡市	446	2,601	-	9	71	-
	計	210,592	266,470	1,852	3,421	12,200	154

(注) 1 厚生労働省の「平成22年度衛生行政報告例」に基づき当省が作成した。

2 平成22年度の「衛生行政報告例」における相談件数には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

表3-(2)-⑥ 保健所及び市区町村における来所相談、電話相談、電子メールによる相談者数（平成22年度）

（単位：人）

区分	総数（延人員）			自殺関連（延人員）			
	来所	電話	電子メール	来所	電話	電子メール	
都道府県	北海道	25,909	34,790	498	654	817	10
	青森	3,516	5,974	32	166	479	-
	岩手	12,420	9,555	587	261	326	-
	宮城	5,872	17,267	9	14	107	-
	秋田	4,835	5,431	37	232	206	-
	山形	3,095	8,955	-	74	235	-
	福島	9,630	10,600	352	173	444	8
	茨城	7,063	17,337	103	114	335	-
	栃木	5,672	19,232	43	112	898	15
	群馬	7,185	14,890	81	34	157	-
	埼玉	24,140	60,361	624	523	1,384	63
	千葉	22,871	52,339	288	373	342	3
	東京	153,056	203,519	2,045	1,392	1,451	3
	神奈川	73,184	89,151	1,358	2,148	3,158	1
	新潟	27,680	26,076	409	630	687	-
	富山	6,872	13,870	6	229	1,813	-
	石川	2,896	10,995	33	107	605	-
	福井	4,616	5,500	34	96	112	16
	山梨	4,893	6,680	209	41	147	15
	長野	15,975	22,957	307	319	437	42
	岐阜	7,454	8,007	9	36	52	3
	静岡	19,524	24,437	32	186	240	5
	愛知	32,564	53,265	48	311	569	-
	三重	3,846	9,421	875	362	246	27
	滋賀	9,782	14,647	129	100	128	-
	京都	14,323	27,339	599	180	665	7
	大阪	67,946	56,719	211	392	422	4
	兵庫	26,992	39,777	321	243	559	1
	奈良	4,329	3,876	154	24	66	-
	和歌山	8,739	11,555	104	63	154	3
	鳥取	3,974	8,120	48	86	258	14
	島根	12,178	14,666	239	137	260	3
	岡山	10,828	15,544	176	151	135	-
	広島	24,782	35,548	55	149	256	4
	山口	10,502	14,431	273	33	38	26
	徳島	3,680	6,839	-	63	100	-
	香川	2,832	7,028	10	51	132	-
	愛媛	5,388	8,284	111	133	84	-
	高知	4,446	7,298	45	22	64	-
	福岡	51,463	69,933	160	308	838	3
	佐賀	2,779	5,167	9	38	102	-
	長崎	4,970	8,943	77	159	251	-
	熊本	5,706	14,305	42	92	103	1
	大分	13,073	16,936	285	158	406	1
	宮崎	9,606	8,406	96	159	172	1
	鹿児島	7,057	29,056	96	147	332	1
	沖縄	7,618	13,212	39	163	416	-

区分		総数（延人員）			自殺関連（延人員）		
		来所	電話	電子メール	来所	電話	電子メール
指定都市・特別区 (再掲)	東京都区部	104,432	143,609	1,964	767	1,053	-
	札幌市	4,266	13,138	2	43	193	-
	仙台市	5,872	17,267	9	14	107	-
	さいたま市	4,362	13,581	120	212	624	2
	千葉市	4,197	3,707	-	67	21	-
	横浜市	28,555	33,216	993	1,214	1,346	-
	川崎市	21,244	19,366	102	374	464	-
	相模原市	2,364	4,529	37	58	108	1
	新潟市	7,795	6,450	-	52	47	-
	静岡市	1,309	2,375	-	1	18	-
	浜松市	1,438	4,727	-	52	115	-
	名古屋市	17,542	29,741	19	54	231	-
	京都市	8,221	14,846	14	54	210	-
	大阪市	27,545	14,998	-	102	139	-
	堺市	9,272	27,187	117	26	-	-
	神戸市	17,352	10,307	12	61	44	-
	岡山市	2,287	4,275	-	1	11	-
	広島市	15,748	22,424	37	25	100	4
	北九州市	5,163	10,950	-	119	303	-
福岡市	34,673	37,587	14	68	218	-	
中核市 (再掲)	旭川市	1,357	1,056	-	12	11	-
	函館市	219	715	14	2	18	5
	青森市	348	425	-	104	100	-
	盛岡市	254	1,471	-	9	57	-
	秋田市	267	2,034	-	7	39	-
	郡山市	3,284	520	343	40	90	-
	いわき市	951	2,880	-	29	181	-
	宇都宮市	346	1,817	-	1	77	-
	前橋市	372	2,718	55	15	38	-
	川越市	4,848	3,930	111	19	21	5
	船橋市	248	1,371	-	-	-	-
	柏市	3,248	4,950	-	7	28	-
	横須賀市	607	3,293	11	26	477	-
	富山市	421	6,580	2	130	1,730	-
	金沢市	644	2,685	-	54	274	-
	長野市	1,501	4,347	-	9	166	-
	岐阜市	4,601	2,130	3	-	1	-
	豊橋市	1,640	3,269	4	11	39	-
	豊田市	291	512	-	-	-	-
	岡崎市	493	243	-	9	7	-
	大津市	792	2,098	25	34	30	-
	高槻市	1,862	1,319	9	99	87	-
	東大阪市	6,872	1,382	69	9	19	3
	姫路市	906	3,531	19	13	38	1
	西宮市	423	3,243	-	1	21	-
	尼崎市	1,907	3,893	-	10	18	-
	奈良市	265	429	-	1	9	-
	和歌山市	2,058	3,767	-	16	79	-
	倉敷市	1,741	1,774	12	15	20	-
	福山市	583	1,745	-	9	46	-

区分		総数（延人員）			自殺関連（延人員）		
		来所	電話	電子メール	来所	電話	電子メール
	下関市	1,147	1,612	-	1	1	-
	高松市	451	2,842	-	20	39	-
	松山市	1,250	916	9	15	15	-
	高知市	231	1,804	2	4	44	-
	久留米市	2,500	3,373	-	14	21	-
	長崎市	864	2,136	-	8	31	-
	熊本市	1,555	9,365	10	9	28	1
	大分市	3,612	3,080	-	39	33	-
	宮崎市	3,730	1,765	-	36	31	-
	鹿児島市	3,703	24,241	34	68	216	1
その他 政令市 (再掲)	小樽市	111	258	-	7	18	-
	八王子市	1,640	7,044	-	9	40	-
	藤沢市	3,484	2,743	7	249	201	-
	四日市市	1,253	834	-	-	21	-
	呉市	564	1,549	-	25	29	-
	大牟田市	301	509	-	3	3	-
	佐世保市	1,021	1,415	-	23	23	-
計	797,761	1,168,238	11,298	11,638	21,188	280	

(注) 1 厚生労働省の「平成22年度地域保健・健康増進事業報告」に基づき当省が作成した。

2 「平成22年度地域保健・健康増進事業報告」における相談件数には、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の保健所及び市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

表3-(2)-⑦ 全国のいのちの電話における相談受付件数等（平成21年度、22年度）

(単位：件、%)

名称等	平成21年			平成22年		
	相談受付件数 (a)	うち、自殺を志向する相談件数 (b)	(b)/(a)	相談受付件数 (a')	うち、自殺を志向する相談件数 (b')	(b')/(a')
旭川いのちの電話	18,197	907	5.0	19,745	1,165	5.9
北海道いのちの電話	18,336	831	4.5	18,220	1,159	6.4
あおもりいのちの電話	3,867	446	11.5	3,474	446	12.8
秋田いのちの電話	11,480	1,347	11.7	11,633	1,072	9.2
盛岡いのちの電話	12,132	1,128	9.3	11,936	1,127	9.4
仙台いのちの電話	26,568	2,528	9.5	25,772	2,570	10.0
山形いのちの電話	4,930	224	4.5	5,754	372	6.5
福島いのちの電話	16,565	1,198	7.2	16,649	1,191	7.2
新潟いのちの電話	20,999	1,723	8.2	21,098	1,861	8.8
長野いのちの電話	8,617	972	11.3	8,239	914	11.1
群馬いのちの電話	17,185	2,012	11.7	19,399	2,580	13.3
栃木いのちの電話	17,587	1,593	9.1	19,490	1,871	9.6
足利いのちの電話	3,432	417	12.2	3,330	461	13.8
茨城いのちの電話	26,642	1,888	7.1	25,166	1,905	7.6
埼玉いのちの電話	24,556	3,028	12.3	26,162	3,067	11.7
千葉いのちの電話	25,743	2,062	8.0	25,184	2,675	10.6
東京いのちの電話	29,551	3,218	10.9	28,987	3,474	12.0
東京多摩いのちの電話	15,702	2,060	13.1	16,301	1,769	10.9
東京英語いのちの電話	6,088	108	1.8	6,811	130	1.9
川崎いのちの電話	16,812	1,541	9.2	16,186	1,452	9.0
横浜いのちの電話	21,449	822	3.8	22,025	850	3.9
山梨いのちの電話	5,529	206	3.7	5,884	230	3.9
静岡いのちの電話	9,279	1,234	13.3	9,118	1,151	12.6
浜松いのちの電話	10,198	1,255	12.3	11,154	1,395	12.5
岐阜いのちの電話協会	4,512	644	14.3	4,764	533	11.2
名古屋いのちの電話協会	23,774	3,260	13.7	22,489	2,770	12.3
三重いのちの電話協会	7,437	807	10.9	7,382	851	11.5
滋賀いのちの電話	1,160	238	20.5	2,964	453	15.3
京都いのちの電話	22,652	3,107	13.7	23,954	3,668	15.3
奈良いのちの電話協会	23,615	1,591	6.7	23,302	1,654	7.1
関西いのちの電話	21,269	3,524	16.6	23,848	3,976	16.7
神戸いのちの電話	12,868	1,379	10.7	11,843	1,105	9.3
はりまいのちの電話	6,715	835	12.4	7,013	867	12.4
和歌山いのちの電話協会	10,171	536	5.3	9,946	610	6.1
鳥取いのちの電話	7,016	615	8.8	7,872	637	8.1
島根いのちの電話	9,367	535	5.7	9,586	820	8.6
岡山いのちの電話協会	19,248	1,212	6.3	20,565	1,407	6.8
広島いのちの電話	16,605	2,061	12.4	17,229	2,120	12.3
徳島いのちの電話	15,569	572	3.7	15,878	561	3.5
香川いのちの電話協会	9,110	947	10.4	11,428	1,288	11.3
愛媛いのちの電話	9,399	1,013	10.8	10,336	1,106	10.7
高知いのちの電話協会	6,453	254	3.9	8,551	424	5.0
北九州いのちの電話	19,263	2,100	10.9	19,426	2,159	11.1
福岡いのちの電話	20,933	1,866	8.9	20,976	1,908	9.1
佐賀いのちの電話	18,217	1,554	8.5	18,509	1,633	8.8
長崎いのちの電話	16,883	700	4.1	17,042	814	4.8
熊本いのちの電話	15,940	1,184	7.4	14,461	1,105	7.6
大分いのちの電話	15,024	1,013	6.7	15,231	1,100	7.2
鹿児島いのちの電話協会	22,314	1,476	6.6	21,606	1,738	8.0
沖縄いのちの電話	9,400	736	7.8	11,567	1,039	9.0
電子メールによる相談	1,445	283	19.6	1,803	693	38.4
計	737,803	66,790	9.1	757,288	71,926	9.5

(注) 1 一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

2 電子メールによる相談受付件数については、一般社団法人日本いのちの電話連盟においていのちの電話ごとの件数を把握していないため、全国の合計数を記載した。

表 3-(2)-⑧ 自殺に関する相談を受けた場合等に適切に対応することができるようにするための取組を実施している例

地方公共団体名	取組の概要
埼玉県	<p>精神保健福祉センターにおいて、24 時間 365 日の電話相談を実施しており、自殺を予告する電話を受けた際、対応する同センターや保健所の職員が咄嗟の判断を間違わないで済むような実務上の「自殺予告事例対応ガイドライン」を作成。同ガイドラインの作成に当たっては、(独) 国立精神・神経センター精神保健研究所自殺対策分析室からも内容について意見を聴取。主な内容は、i) 切迫した自殺予告事例への対応、ii) 切迫していない自殺予告事例への対応、iii) 自殺リスクアセスメントシートへの記入と判断等となっている。</p> <p>同ガイドラインは、県内の全保健所職員に配布したほか、市町村職員を対象とする研修（22 年度 3 回開催）においても活用。</p>
埼玉県	<p>精神保健福祉センターにおいて、平成 21 年 9 月、県内保健所や市町村の担当職員向けに「自殺対策の手引き I」を作成している。</p> <p>主な内容は、i) 県の自殺対策に関する説明、②自殺の危険性の高い人への対応、③自死遺族への支援・援助など、担当者向けの実務的なものとなっているが、一般住民も閲覧できるように、ホームページにも掲載している。</p>
徳島県	<p>自殺に関する相談業務に関しては、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などが深刻な心の悩みを引き起こし、自殺に至る場合もあることから、精神保健福祉センターが中心となり、各種相談窓口との連携による相談支援体制の強化を図ることとしており、その一環として、自殺を含めた様々な悩み等に対応するためのマニュアル「悩みごと 心配ごと 相談の手引き」を、平成 22 年 9 月に作成している。同マニュアルの内容は、相談業務従事者が理解しやすいよう、以下のような工夫がなされている。</p> <p>① 全体を「支援者が読む部分」と「支援者と相談者が一緒に見る部分」に分けて構成</p> <p>② 「支援者が読む部分」は、読みやすくするため、相談を聴く際のポイントを箇条書きで記述</p> <p>「支援者と相談者が一緒に見る部分」は、「高齢者」、「飲酒」、「遺族」、「こころの悩み」等の分野別に、悩みを抱えている人に起こりうる身体的・精神的な症状について、支援者と相談者が一緒にチェックシート方式で確認できるよう構成</p> <p>※ 上記マニュアルにおいては、相談業務従事者を、「支援者」と表記している。</p> <p>同県では、特に、「支援者と相談者が一緒に見る部分」については、相談業務従事者と相談者が相互の意思疎通を自然な形で行うことができ、相談対応がよりスムーズになる効果もあるとしている。</p> <p>なお、同マニュアルにおいて紹介されている相談窓口は、県内の行政機関のほか、民間団体等 48 機関の相談窓口となっており、同県では、同手引きを全ての民生委員にも配布し、平成 23 年 1 月の民生委員の一斉委嘱の際には、新任委員に対する研修時に活用している。</p>
東京都足立区	<p>相談窓口等の職員をゲートキーパーとして養成するに当たり、平成 21 年 12 月</p>

に東京都精神保健福祉センターが作成した「各種相談窓口向け自殺予防対応パンフレット」の内容を、ゲートキーパーを養成するための研修教材として使用するとともに、区民への啓発・周知のために作成している冊子「ゲートキーパー手帳」にも盛り込んで活用している。

同区では、「各種相談窓口向け自殺予防対応パンフレット」について、i) 相談者の様子のチェックの方法、ii) 相談者に対する健康状態や生活状態の質問方法、iii) 相談者の受け答えなどからうつ症状が疑われる場合の専門機関へのつなぎ方などが解説されるとともに、それら一連の対応がフローチャートで分かりやすく示されていることから、事業開始当初の相談担当職員などに対してのみならず、区の一般職員や、区民、民間団体等に対しても、自殺に対する偏見をとり、自殺のサインに気付くことができるようにするための取組を行う中で、様々な活用が可能となっているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑨

件 名	地方公共団体が設置している所管行政に関する相談窓口担当者の資質の向上等のための相談マニュアルを作成し、自殺に関する相談を受け付けた場合の対応方法等を具体的に示している例
調査対象機関名	金融庁
<p>〔説明〕</p> <p>金融庁では、金融庁組織規則（平成 10 年総理府令第 81 号）第 2 条の規定に基づき、金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室（以下「金融サービス利用者相談室」という。）において、金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務を実施しており、その中で多重債務に係る相談を受け付けている。</p> <p>また、財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）第 208 条及び同法第 209 条並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 44 条の規定に基づき、全国の財務局（9 局）、福岡財務支局及び沖縄総合事務局において財務局等の所掌事務に係る広報、相談及び苦情に関する事務を実施しており、その中で多重債務に係る相談を受け付けている。</p> <p>金融サービス利用者相談室においては、電話、F A X、手紙及びインターネットにより多重債務に係る相談を受け付けている。また、財務局等においては、面談及び電話の方法により多重債務に係る相談を受け付けており、平成 22 年度の相談受付件数は 8,151 件となっている。</p> <p>金融庁では、これらの相談窓口における相談受付状況等を踏まえ、地方公共団体に設置された多重債務相談窓口の相談員が相談を受け付ける際に参考となるよう、平成 19 年 7 月 17 日に「多重債務者相談マニュアル～「頼りになる」相談窓口を目指して～」を作成し、全国の地方公共団体及び関係機関等に送付した。同マニュアルには、①多重債務問題は、追い詰められた結果、自殺してしまう人もいるなど、早期に解決すべき問題であること、②相談者が「自殺をしたい」などと口にしたたり、相談員から見て自殺の危険性があると感じた場合は、最寄りの精神保健福祉センターや保健所に連絡し、対応を協議することについて記載されている。</p> <p>また、平成 23 年 8 月、上記マニュアルの改訂版である「多重債務者相談の手引き～「頼りになる」相談窓口を目指して～」を作成し、全国の地方公共団体及び関係機関等に送付した。同手引きでは、下表のとおり、多重債務者対策を自殺対策としての意義を持つものと位置付け、具体的な対応方法等を記載したものとなっている。</p>	
<p>表 「多重債務者相談の手引き～「頼りになる」相談窓口を目指して～」に記載された自殺対策に関する記述</p>	
<p>項目名等</p> <p>I. 相談を受ける方へ 【基本編】 多重債務を巡る状況</p>	<p>記述内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における消費者金融の利用者は、平成 18 年には 1,000 万人を超え、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加及び多重債務を原因とする自殺などが深刻な社会問題化しました。 ・ 我が国の年間自殺者数における「多重債務」を原因とする者の数は、平成 22 年において、31,690 人中、1,306 人を占めており、多重債務者対策は、自殺対策の一部を担う重要な取組みとなっています。特に、当事者がメンタルヘルスの問題等を抱え、利用できる支援が乏しい場合には、自殺対策としての大きな意義を持ちます。 <p>I. 相談を受ける方へ 【基本編】</p> <p>1. 多重債務問題を理解しましょう。 返済しきれない借金（多重債務）を抱えている方々の多くは、次の</p>

<p>相談業務の心構え</p>	<p>ような状況に置かれています。</p> <p>① 多重債務者は借金の返済のために借金を繰り返し、状況を悪化させています。</p> <p>② 日々の取立てに追われ、次第に余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。</p> <p>③ また、誰に相談して良いかも分からず、苦しんでいます。</p> <p>④ それでも借金を返済しなければ、という思いに駆られてヤミ金に手を出してしまう人もいます</p> <p>⑤ 追いつめられた結果、自殺してしまう人もいます。</p>			
<p>I. 相談を受ける方へ 【応用編】 心の問題・心のケアへの対応</p>	<p>2. 専門家につながるが必要な場合</p> <p>相談者の話から、相談者の心身の状態が、以下に挙げるような医療を必要とする状態にあると思われる場合には、専門家につながります。</p> <table border="1" data-bbox="574 604 1396 1317"> <tr> <td data-bbox="574 604 694 1317" rowspan="2">うつ病</td> <td data-bbox="699 604 1396 828"> <p>【特徴】</p> <p>一日中気分が滅入り、何ごとにも関心・意欲が持てず、集中できず、食欲がなく、眠れない状態になり、死にたくなります。</p> <p>薬物治療と休息が有効ですので、体調をたずね、専門家に紹介しましょう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 835 1396 1317"> <p>【具体的な場面】</p> <p>①相談者が「死にたい／消えてなくなりたい」と言う。 ⇒がんばれと励ましたり急に話を変えたりするのではなく、「死にたいほどつらいのですね」と気持ちに寄り添った言葉を返しましょう。</p> <p>②相談者が涙ぐんでいる。 ⇒ティッシュを差し出し、少し間をおいてから、「お話をされたことのうち、何がそれほどつらいのですか」とたずねてみましょう。「泣くことで、少し気持ちが楽になるならよいことですよ」と伝えるのもよいでしょう。実際、すっきりした様子になることもあります。ただし、泣くほどの心痛があるため、自殺の危険性もあります。</p> </td> </tr> </table>	うつ病	<p>【特徴】</p> <p>一日中気分が滅入り、何ごとにも関心・意欲が持てず、集中できず、食欲がなく、眠れない状態になり、死にたくなります。</p> <p>薬物治療と休息が有効ですので、体調をたずね、専門家に紹介しましょう。</p>	<p>【具体的な場面】</p> <p>①相談者が「死にたい／消えてなくなりたい」と言う。 ⇒がんばれと励ましたり急に話を変えたりするのではなく、「死にたいほどつらいのですね」と気持ちに寄り添った言葉を返しましょう。</p> <p>②相談者が涙ぐんでいる。 ⇒ティッシュを差し出し、少し間をおいてから、「お話をされたことのうち、何がそれほどつらいのですか」とたずねてみましょう。「泣くことで、少し気持ちが楽になるならよいことですよ」と伝えるのもよいでしょう。実際、すっきりした様子になることもあります。ただし、泣くほどの心痛があるため、自殺の危険性もあります。</p>
うつ病	<p>【特徴】</p> <p>一日中気分が滅入り、何ごとにも関心・意欲が持てず、集中できず、食欲がなく、眠れない状態になり、死にたくなります。</p> <p>薬物治療と休息が有効ですので、体調をたずね、専門家に紹介しましょう。</p>			
	<p>【具体的な場面】</p> <p>①相談者が「死にたい／消えてなくなりたい」と言う。 ⇒がんばれと励ましたり急に話を変えたりするのではなく、「死にたいほどつらいのですね」と気持ちに寄り添った言葉を返しましょう。</p> <p>②相談者が涙ぐんでいる。 ⇒ティッシュを差し出し、少し間をおいてから、「お話をされたことのうち、何がそれほどつらいのですか」とたずねてみましょう。「泣くことで、少し気持ちが楽になるならよいことですよ」と伝えるのもよいでしょう。実際、すっきりした様子になることもあります。ただし、泣くほどの心痛があるため、自殺の危険性もあります。</p>			

また、金融庁では、全国の地方公共団体及び関係機関等に対し、改訂後のマニュアルを送付するとともに、平成 23 年 12 月から順次、財務局及び管内地方公共団体の職員及び相談員のレベルアップを図るため、改訂後のマニュアルを利用した研修会を実施している。

なお、金融庁では、マニュアルを作成し、多重債務者相談窓口を設置している地方公共団体に対して示すことについて、マニュアルに記載されているような対応方法を指示しているとの誤解を招く可能性も多分にあり、示し方には注意が必要と考えられるため、あくまでも参考として各地方公共団体に配布しているものであるとしている。

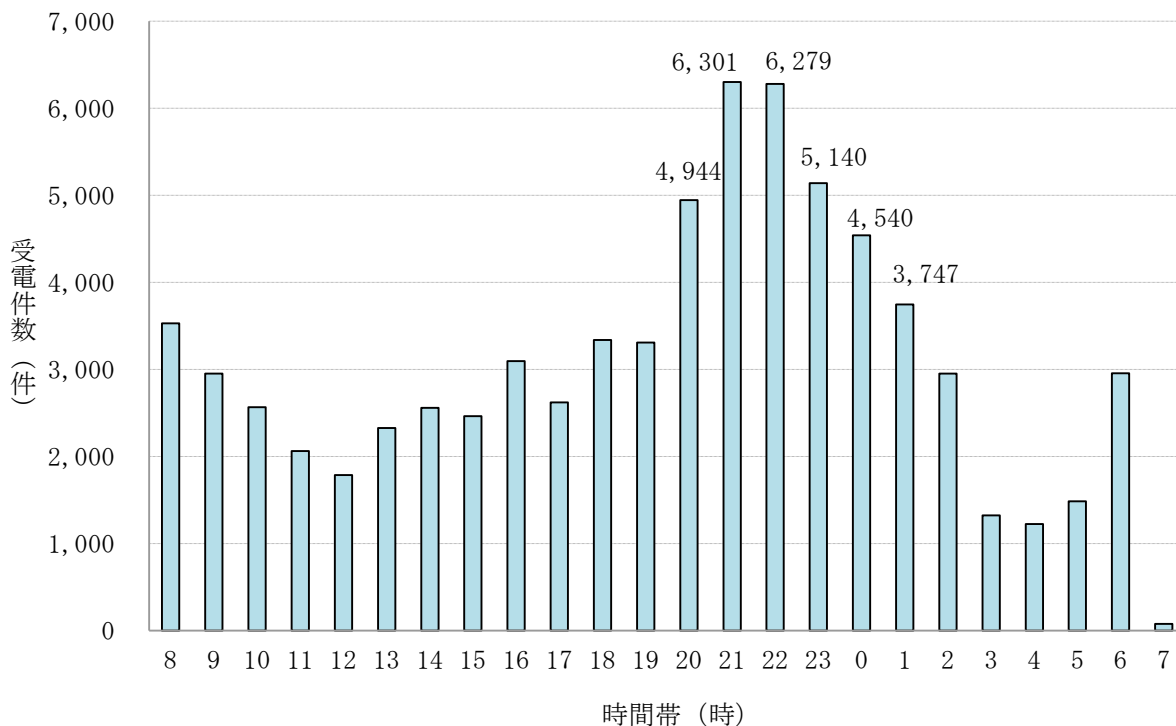
(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑩ いのちの電話に業務を委託等して自殺に関する相談業務の実施体制を整備している例

地方公共団体名	取組の概要
広島県	<p>平成22年9月から、生活の困難やこころの危機を抱えながら誰にも相談できないで一人で悩んでいる県民が、自殺企図にまで至る前段階で自殺予防を図ることを目的として、県民専用の自殺予防いのちの電話フリーダイヤル事業を実施している。</p> <p>同事業の実施に当たっては、専門スタッフを有する民間団体の相談機能に着目し、いのちの電話に事業委託しており、いのちの電話に専用のフリーダイヤル電話機を設置し、いのちの電話の相談員が電話相談を受け付けている。相談受付時間は、毎月1日の午前8時から午後8時までとなっている（平成22年度の相談受付件数は55件）。</p> <p>同事業は、地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業で、22年度の委託金額は86万4,000円となっており、同県では、基金事業を実施することができる平成24年度までは継続して実施する予定だが、25年度以降の実施については未定としている。</p>
福岡県	<p>平成20年5月から、自殺を防止するため、自殺を考えている者を対象とした「自殺防止総合相談窓口（自殺予防ホットライン）」を精神保健福祉センター内に設置した。平成21年度までは、相談員として、精神保健福祉センター職員5名に加え、6人の嘱託員を配置していたが、平成22年度からは、いのちの電話に運営を委託して相談業務を実施している（平成22年度の委託金額は1,193万2,200円）。</p> <p>同相談窓口にかかってきた相談電話は、いのちの電話に転送され、いのちの電話の相談員が電話相談を受け付けており、相談受付時間は毎日24時間となっている。</p>
鹿児島県	<p>自殺の社会的要因である多重債務問題を持つ者を対象として、国の多重債務者相談強化キャンペーンにあわせ、県弁護士会及び県司法書士会の協力の下、平成21年度から弁護士又は司法書士による無料法律相談会を9月から12月にかけて開催している（同相談会は、平成21年度は4回、平成22年度は5回、それぞれ開催している）。</p> <p>同相談会を開催するに当たり、いのちの電話にも相談対応を依頼し、同相談員等による「心の悩み」相談を併せて開催している（「心の悩み」相談の受付件数は、平成21年度は5件、平成22年度は5件）。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑪ 全国のいのちの電話フリーダイヤルの時間帯別受電状況（平成23年6月の例）



時間帯 (時)	受電件数 (件)	構成比 (%)
8	3,528	20.7
9	2,951	
10	2,564	
11	2,062	
12	1,787	
13	2,327	
14	2,557	23.6
15	2,462	
16	3,095	
17	2,621	
18	3,338	
19	3,309	
20	4,944	42.1
21	6,301	
22	6,279	
23	5,140	
0	4,540	
1	3,747	
2	2,953	13.6
3	1,321	
4	1,223	
5	1,485	
6	2,956	
7	75	
計	73,565	100

(注) 一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

表 3 - (2) - ⑫ - i 自殺予防対策を担当する人員不足により相談体制の充実が難しい状況であるとする意見等

意見等の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務担当課の人員不足のため、必要が生じた場合、他課から応援を受けて相談業務を行っている状況である。現体制は相談業務に十分対応できる体制でなく、人員増による対応が必要と感じている。 ○ こころの電話相談は既にパンク状態となっており、電話の受け手や回線を増やさないと対応できない状況である。 ○ 精神的な悩みを抱えている人は増加しており、アウトリーチを含めた相談にのれるマンパワーの確保が必要である。 ○ 自殺予防対策に係る相談員が不足している状況であるため、相談員の育成が必要であると考え。 ○ 一度の相談では解決しないと思われる相談者に対しては、保健師が継続支援を行うこととしているが、保健師の人数が少ないため、十分な支援を行うことができていない。 <p style="text-align: right;">(他同様の意見 22 件)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑫ - ii 人員不足の解消や民間団体の専門性を取り入れるために民間団体等を活用した相談業務の実施が必要であるとする意見等

意見等の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防対策の担当者は、県自殺対策担当課と保健所で各一人体制となっている。このため、自殺予防対策は民間団体等との連携が必須であり、民間団体等への委託や補助により事業を推進していくほかにない。 ○ 精神科医・産業カウンセラーによるうつ病等に関する面接相談を夜間・土日に行っており、相談実績からみて一定のニーズがあると考えている。しかし、相談員となることを依頼する精神科医等は個人への委嘱になっているのが実情であり、今後は安定的に確保していくことが課題である。 ○ 自殺のサインについては、市民と接する市役所職員だけでなく、身近な人が発見することが大切であるため、幅広くボランティアの力を借りる必要があるが、市がこのような事業を継続して実施するのは、体制や予算の面で困難となっている。 ○ 民間団体の機能とスタッフに着目し、相談会事業の業務委託を実施するなど、民間団体との連携を図っている。 <p style="text-align: right;">(他同様の意見 5 件)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - ⑫ - iii 民間団体等への支援の充実が必要であるとする意見等

意見等の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 24 時間電話相談については「いのちの電話」や「自殺防止センター」などの充実を図ることができると、国・都道府県が支援していく必要があると考えている。 ○ 従前はいのちの電話に補助金を交付していたが、財政事情の悪化により、交付を中止している。県の財政事情が厳しい中で民間団体等への支援は困難な状況である。 ○ 地域自殺対策緊急強化基金を活用し、「自殺予防ホットライン」の運営をいのちの電話に委託しているが、基金が終了する今年度以降の体制をどうするかが課題である。 ○ アディクション関連の個々の自助グループが、他の自助グループや行政機関等と独自に連携するには難しい面があり、自助グループを支援することは行政の役目であると考えている。

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (3) - ① 相談員の不足により相談活動を十分に行うことができないなどの例

区分	内容等
事例 1	<p>電話回線で 3 回線を接続して 24 時間相談を受け付けているが、相談員が不足しているため、多くの時間帯を 2 人で対応せざるを得ず、場合によっては 1 人で対応することもある。このため、「電話がつながらない」という苦情が多数寄せられている（注）。</p> <p>同法人では、自らが行う普及啓発活動では、同法人の活動に関心がある者にしか広まらず、より広く活動を知ってもらうには、行政機関の支援・協力が不可欠であることから、ボランティア相談員の募集説明会の実施に当たり、市に対し広報の依頼を行ったが、市広報紙（全戸配布）への法人の活動や相談員の募集案内の掲載については、i) 同法人が相談員養成講座の受講費用を徴収しているため、当該受講費用を含む募集案内の掲載は適当ではない、②他の団体からも同様の依頼があれば対応しきれなくなるとの理由で断られた（新聞広告の掲載、市の広報テレビ及び大型ビジョンでの放映、地下鉄及び公衆トイレにおけるステッカー掲載等の協力は得られた。）としている。</p> <p>（注）同法人の相談員数は、平成 21 年度 165 人、22 年度 177 人、23 年度 200 人である。また、同法人における受信率は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 12 月 15 日～26 日 着信回数 18,811 回、受信回数 691 回、受信率 3.7% ○ 平成 22 年 11 月（フリーダイヤル実施日のみ） 着信回数 124 回、受信回数 64 回、受信率 51.6% ○ 平成 22 年 12 月（フリーダイヤル実施日のみ） 着信回数 94 回、受信回数 28 回、受信率 29.8%
事例 2	<p>県から補助金の交付を受け、相談環境の整備（電話相談室の改装、録音機器の購入等）、既存の相談員の中からリーダーとなる者を養成するリーダー研修の実施等に活用しているが、電話がつながらない件数が相当数に上っている（件数は未把握）ことを踏まえ、相談員の実働数を増やすため、知名度を上げる広報活動を積極的に実施（平成 22 年度の補助金総額の約 56%に相当する 999 万 7,929 円を、広告代理店への委託による広報事業に使用。）。</p> <p>同法人では、新規相談員の研修参加者は、平成 20 年度 32 人、21 年度 30 人、22 年度 41 人、23 年度 38 人であり、現在実施している広報事業は今後さらに効果が現れる（相談員は、広報を見てすぐに応募してくるのではなく、その存在を知ってから数年を経て応募してくることが多い）と考えられ、基金は大変ありがたいと感じているが、期間が限られているのが残念であるとしている。</p>
事例 3	<p>365 日 24 時間対応の通常の電話相談（3 回線）と毎月 10 日のフリーダイヤル（1 回線）を実施しており、15 人の電話相談員（3 人×5 シフト）の配置を基本としている（フリーダイヤルの日、5 人×5 シフトの相談員で対応）。</p> <p>しかし、電話相談員が減少（平成 23 年 5 月 1 日現在：187 人）したため、回線数を下回る相談員数で対応しなければならない場合がたびたびあり、特に、自殺志向の相談が多い 22 時から翌朝 8 時までの時間帯で、電話相談に対応できない場合が多くなっている。</p> <p>同法人では、相談員減少の理由として、i) 1 年半の研修を受けて認定証を取得した電話相談員が、県などの有給の電話相談員に応募してやめるケースが</p>

	<p>増加していること、ii) 電話相談の応対を70歳でやめてもらっていることなどを挙げており、相談員の交通費の実費だけでも国から継続的に補助してもらえれば、電話相談員の減少に歯止めがかかるのではないかとしている。</p>
事例4	<p>電話4回線を5交代制で24時間相談を受け付けている。相談員数は、21年：331人、22年：317人、23年：340人となっているが、相談員の都合等により、4回線に対応できない時間帯がある（22年6月の例では、月間30日のうち、全時間帯ですべての電話回線を活用できている日は4日間のみ。）。</p>
事例5	<p>電話相談件数の増加（平成20年15,647件、21年16,605件、22年17,229件（過去最高））により、電話がつながりにくい状態となっている（平成22年度の場合、一日平均47件の受電。相談1件に対し、通常40分の対応を要していることとなる。）。</p> <p>同法人では、活動資金、相談員が不足しており（平成23年4月現在、相談員実働数は178人だが、現状の相談体制では200人程度必要。）、現状では、電話回線数の増設等電話相談機能の強化は困難としている。</p>
事例6	<p>平成22年度の電話相談受付件数は1万1,536件（うち、自殺を訴えた相談1,136件）であり、これらの相談通話中にかかってきたため対応できなかった電話が13万158件となっている（つながった割合は約8.1%）。</p> <p>同法人では、相談員の負担を増やすことなくこの事態の改善を図るためには、相談員を相当数増やす必要があり、21年度以降、地域自殺対策緊急強化交付金を受けて、電話相談員養成講座のコース数を増やした結果、平成23年度には前年度より36人の相談員の増加となっているとして、地域自殺対策緊急強化交付金について時限を解除するなど、継続的な支援を行ってほしいとしている。</p>
事例7	<p>毎日9時～21時の間電話相談を受け付けている（1回線で2通話可能）。また、毎月10日のフリーダイヤル（1回線で1通話可能）は、通常の電話相談と同様の時間帯に相談を受け付けていたが、平成23年9月から、毎月10日のフリーダイヤルに限り24時間受付とした。</p> <p>しかし、相談員が不足しており、相談員を配置できない時間帯があるほか、電話がかかってきてもつながらない件数が多くなっている。</p> <p>一方、同法人では、県から、内閣府の地域自殺対策緊急強化基金を活用した財政的支援を受けているほか、平成22年6月から、県施設の一部を間借りすることができることとなり、相談者の安全・安心面で相当環境が向上したとしている。</p> <p>また、同法人では、今後の課題として24時間相談受付体制の構築を挙げ、それにはまず、i) 相談員の増加、ii) 相談員としての人材育成が先決であり、可能となった時に24時間受付体制にしたいとしている。</p>
事例8	<p>毎日10時から23時まで間、2回線で電話による相談を受け付けている。相談員は、平成23年4月末時点で135人が登録されているが、相談員は心のストレスを感じることも多く、活動を休止する者も多いため、毎年度とも年末時点では80人程度まで減少するなど、慢性的な相談員の不足状態にあり、実際にはすべての時間帯において2人体制は維持できておらず、相談員が全く配置</p>

	<p>できていない時間帯も生じている。</p> <p>同法人では、相談員活動の長期化及び相談員数の確保を図るため、地域自殺対策強化基金による補助金を活用して、①相談員の技術的・心理的なサポートのための臨床心理士によるスーパーバイズセッション、②相談活動から離れている者の相談員への復帰の可能性や、復帰のための研修プログラムについての意見等の把握のための「電話相談員復帰についてのアンケート」、③相談員への復帰希望者を対象とした研修プログラム、④臨床心理士、保健師、看護師等を対象とした、一般よりも短期間の研修で相談員に認定する「専門家のための研修プログラム」などを実施している。</p> <p>※ ① 22年度：経費 313,760 円（26 回実施）、23 年度：予算 240,000 円（24 回実施予定） ② 22 年度：経費 115,410 円。調査票発送数 660 通。回収数 98 通 ③ 23 年度：予算額 211,200 円 ④ 23 年度：予算額 104,400 円</p>
事例 9	<p>ボランティア相談員の減少により、平成 22 年 11 月から、従来までの 24 時間受付体制を改め、受付を、毎週金曜日の 13 時から日曜日の 22 時まで（週末連続 57 時間）とした。相談実績は、平成 20 年度 10,936 件、21 年度 9,406 件、22 年度 7,639 件と減少傾向となっている。</p> <p>同法人では、その理由について、官民の相談窓口の充実も背景にあるが、相談員の減少が大きい（電話はかかってくるが、対応しきれていない現状にある。）としている。</p> <p>※ 同法人において、平成 22 年 8 月に架電件数をカウントしたところ、一日に約 500 件の架電を確認。一方、平成 22 年度の一日当たり相談受付件数は約 20 件（約 4%）となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表3-(3)-② いのちの電話の相談受付件数、相談員数等の推移(平成9年～平成23年)

(単位:件、%、人)

	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
相談受付件数 (a)	590,342	637,746	661,929	670,056	697,157	702,486	715,911	715,898	714,138	704,106	703,291	727,289	737,803	757,288	756,232
うち 自殺に関する相 談件数 (b)	15,791	18,585	21,143	24,006	31,799	37,202	43,597	45,609	45,650	48,921	51,278	64,893	66,790	71,926	71,472
(b)/(a)×100	(2.7)	(2.9)	(3.2)	(3.6)	(4.6)	(5.3)	(6.1)	(6.4)	(6.4)	(6.9)	(7.3)	(8.9)	(9.1)	(9.5)	(9.5)
相談員数 (c)	7,202	7,599	7,883	7,666	7,933	7,747	7,503	7,335	7,343	7,262	7,074	7,045	7,005	7,169	7,355
相談員一人当たり 相談受付件数 (d)=(a)/(c)	82.0	83.9	84.0	87.4	87.9	90.7	95.4	97.6	97.3	97.0	99.4	103.2	105.3	105.6	102.8
相談員一人当たり 自殺に関する相談 受付件数 (e)=(b)/(c)	2.2	2.4	2.7	3.1	4.0	4.8	5.8	6.2	6.2	6.7	7.2	9.2	9.5	10.0	9.7

(注)1 本表は、一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

2 「相談員一人当たり相談受付件数」欄は、各年における相談受付件数を相談員数で除して算出した。

3 「相談員一人当たり自殺に関する相談受付件数」欄は、各年における自殺に関する相談受付件数を相談員数で除して算出した。

表3-3-③ いのちの電話における相談員の配置等の状況

いのちの電話	相談受付時間(区分)	通話可能数	相談受付時間帯数(／日)	一日平均相談員数(人)	各時間帯当たり平均相談員数(人)	相談員数の不足等の状況
1	11 14:00～翌日1:00	2	3	5	1.7	○
2	13 9:00～22:00	2	4	7	1.8	○
3	24 8:00～翌日8:00	2	5	14	2.8	
4	24 8:00～翌日8:00	2	6	10	1.7	○
5	24 8:00～翌日8:00	4	5	17	3.4	○
6	9 12:00～21:00	2	3	5	1.7	○
7	24 8:00～翌日8:00	3	5	12	2.4	○
8	13 9:00～21:30	3	4	11	2.8	○
	24 第2・4金曜日 9:00～翌日9:00	3	6	11	1.8	○
	15 第1・3金曜日 9:00～24:00	3	6	11	1.8	○
9	24 8:00～翌日8:00	3	5	14	2.8	○
10	24 8:00～翌日8:00	5	5	11	2.2	○
11	24 7:00～翌日7:00	3	8	13	1.6	○
12	24 7:30～翌日7:30	3	6	8	1.3	○
13	24 6:00～翌日6:00	2	6	9	1.5	○
14	12 9:00～21:00	2	4	6	1.5	○
15	24 8:00～翌日8:00	2	5	11	2.2	
16	24 7:00～翌日7:00	3	6	10	1.7	○
17	24 8:00～翌日8:00	4	6	13	2.2	○
18	24 8:00～翌日8:00	2	6	11	1.8	○
19	9 12:00～21:00	2	3	4	1.3	○
20	18 毎月10日まで 12:00～翌日6:00	2	4	6	1.5	○
	10 毎月11日以降 12:00～22:00	2	3	6	2.0	
21	24 9:00～翌日9:00	2	5	8	1.6	○
22	24 8:00～翌日8:00	4	5	14	2.8	○
23	24 7:00～翌日7:00	2	5	8	1.6	○
24	24 1:00～翌日1:00	2	8	13	1.6	○
25	5 18:30～23:30	2	2	6	3.0	
26	9 13:00～22:00	2	3	6	2.0	
27	6 13:00～22:00	2	2	5	2.5	
28	13 月～金曜日 8:30～21:30	3	4	11	2.8	○
	32 土曜日8:30 ～日曜日16:30	3	4	11	2.8	○
	7 祝日:9:30～16:30	3	4	11	2.8	○
	56 第4金曜日8:30 ～日曜日16:30	3	4	11	2.8	○
29	6 15:00～21:00	2	2	4	2.0	
30	24 7:30～翌日7:30	4	5	19	3.8	○
31	24 8:00～翌日8:00	3	6	10	1.7	○
32	9 10:00～21:00	3	4	12	3.0	
	24 第3金・土曜日 10:00～翌日10:00	3	5	12	2.4	○
33	16 8:00～24:00	3	5	11	2.2	○
34	11 11:00～22:00	2	3	4	1.3	○
35	9 12:00～21:00	2	3	5	1.7	○
36	13 9:00～22:00	2	3	5	1.7	○
	24 土曜日 9:00～翌日9:00	2	4	5	1.3	○
37	12 日～火曜日・祝日 10:00～21:30	3	4	10	2.5	○
	14 水～土曜日 10:00～24:00	3	5	10	2.0	○
	24 第2・4土曜日 10:00～翌日10:00	3	6	10	1.7	○
38	8 10:00～22:00	2	3	7	2.3	
39	24 8:00～翌日8:00	3	5	13	2.6	○
40	24 8:00～翌日8:00	2	5	18	3.6	

いのちの電話	相談受付時間(区分)	通話可能数	相談受付時間帯数(/日)	一日平均相談員数(人)	各時間帯当たり平均相談員数(人)	相談員数の不足等の状況
41	12 10:00～22:00	2	5	9	1.8	○
42	13 10:00～23:00	2	5	5	1.0	○
43	6 15:00～21:00	2	2	3	1.5	○
44	24 8:00～翌日8:00	5	6	17	2.8	○
45	9 12:00～21:00	2	3	5	1.7	○
	6 日曜日 12:00～18:00	2	2	5	2.5	
46	3 月～土曜日 19:00～22:00	2	1	5	5.0	
	6 日曜日 16:00～22:00	2	2	5	2.5	
47	4 金、土曜日 18:00～22:00	2	1	3	3.0	
	8 日曜日 14:00～22:00	2	2	3	1.5	
48	24 8:00～翌日8:00	2	5	8	1.6	○
		—	—	9.0	2.2	61区分中46区分

(注) 1 一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。

2 「相談受付時間(区分)」欄は、各いのちの電話における相談受付時間及び受付時間区分を表す。

3 「通話可能数」欄は、各いのちの電話において、同時に電話相談を受け付けることができる通話数を表す。

4 「相談受付時間帯数(/日)」欄は、各いのちの電話における相談受付時間帯の数を表す。

5 「一日平均相談員数(人)」欄は、各いのちの電話において一日に相談業務に従事している相談員数の平均人数として提出があった人数である。

6 「各時間帯当たり平均相談員数(人)」欄は、一日のうちの各相談時間帯に配置されている相談員数の平均値を、以下の方法により算出したものである。

$$\text{各時間帯当たり平均相談員数(人)} = \text{一日平均相談員数(人)} \div \text{相談受付時間帯数(/日)}$$

7 「相談員の不足等の状況」欄に「○」を付したものは、各時間帯当たり平均相談員数が、「通話可能数」欄に記載した数値に満たないものを表す。

表3-3-④ いのちの電話の相談員配置状況(平成23年6月の例)

(単位:人、日、%)

センター		A(3通話・197人)						B(2通話・95人)			
日付・曜日	受付時間帯	7:30 ～9:30	9:30 ～12:30	12:30 ～15:30	15:30 ～18:30	18:30 ～21:30	21:30～ 翌7:30	9:00 ～12:00	12:00 ～15:00	15:00 ～18:00	18:00 ～21:00
		1	水	0	2	1	1	2	1	2	2
2	木	0	3	2	2	2	1	1	2	1	1
3	金	1	2	2	2	2	1	1	2	2	1
4	土	1	3	3	3	1	2	1	2	1	1
5	日	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
6	月	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1
7	火	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1
8	水	1	2	2	2	2	2	2	1	2	1
9	木	1	2	2	3	2	1	2	2	2	2
10	金	1	3	3	3	3	4	2	2	2	2
11	土	2	3	3	2	2	2	2	2	2	1
12	日	1	3	2	1	1	2	1	2	1	2
13	月	1	1	2	2	3	2	2	2	1	1
14	火	0	1	3	1	2	1	1	2	2	2
15	水	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
16	木	1	2	2	2	2	1	1	2	2	1
17	金	1	3	2	2	2	1	1	2	1	1
18	土	1	1	2	2	1	2	2	0	2	2
19	日	1	3	2	1	1	1	1	1	2	1
20	月	1	2	2	1	2	1	1	2	1	1
21	火	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1
22	水	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2
23	木	1	2	2	2	2	1	2	2	2	1
24	金	0	2	2	2	2	2	1	2	1	2
25	土	0	3	3	2	2	2	1	2	1	1
26	日	1	1	2	2	1	2	1	2	1	0
27	月	1	2	2	3	2	1	1	1	0	1
28	火	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1
29	水	1	2	1	2	2	1	2	1	2	1
30	木	1	3	3	2	2	1	1	2	2	2
相談員一人当たりの平均相談受付日数		1.6						1.9			
平均配置人数		0.87	2.10	2.10	1.93	1.87	1.53	1.50	1.73	1.53	1.27
通話数を満たす相談員が配置されていない日数 (割合(%))		30 (100.0)	21 (70.0)	24 (80.0)	26 (86.7)	28 (93.3)	29 (96.7)	15 (50.0)	7 (23.3)	13 (43.3)	21 (70.0)
うち、相談員が一人も配置されていない日数 (割合(%))		5 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	1 (3.3)	1 (3.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「センター名」欄の、名称の後の()書きは、当該センターにおいて、同時に相談を受け付けることができる通話数及び当該センターの全相談員数を表す。
3 表中の網掛けを施した部分は、相談を受け付けることができる通話数分の相談員を配置することができていない時間帯である。
4 「相談員一人当たりの平均相談受付日数」は、相談員が1か月間に各センターに通勤した日数(各時間帯における配置相談員数の1か月間の合計÷当該センターの全相談員数)の平均を表す。
5 「平均配置人数」は、それぞれの受付時間帯における一日当たり平均配置相談員数を算出したものである。
6 「通話数を満たす相談員が配置されていない日数」欄は、それぞれの受付時間帯において、各センターが同時に相談を受け付けることができる通話数(Aセンター:3通話、Bセンター:2通話)より少ない人数しか配置されていない日数である。また、「割合(%)」は、上記日数が1か月間(30日間)に占める割合を表す。
7 「うち、相談員が一人も配置されていない日数」欄は、「通話数を満たす相談員が配置されていない日数」欄の日数のうち、相談員が一人も配置されなかった日数を表す。また、「割合(%)」は、上記日数が1か月間(30日間)に占める割合を表す。
8 いのちの電話フリーダイヤルの全相談受付件数(同34,712件)及び各センターの相談受付件数(Aセンターは456件(1.3%)、Bセンターは348件(1.0%))から各センターの受電件数を試算すると、Aセンターは11,124件、Bセンターは8,557件となる。

表3-(3)-⑤

件名	電話相談において高い割合で電話が繋がらない状況となっている例		
調査対象機関名	一般社団法人日本いのちの電話連盟		
〔説明〕			
<p>一般社団法人日本いのちの電話連盟（以下「連盟」という。）においては、平成13年度から、厚生労働省が実施する「自殺防止対策事業」（注）による補助金の交付を受けて、i）毎月10日にフリーダイヤルによる電話相談を受け付けるフリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」事業、ii）自殺防止のためのネットワーク構築のための事業（自殺予防シンポジウムの開催など）、iii）相談員に対する研修活動など、自殺予防対策に係る各種の事業を実施している。</p> <p>「自殺防止対策事業」による連盟に対する補助金額は、平成21年度が81,168,730円、22年度が85,449,235円、23年度が88,417,900円となっている。</p> <p>（注）自殺防止対策事業は、厚生労働省が実施する補助事業で、自殺防止対策に取り組む民間団体が行う先進的な自殺防止対策事業等に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>具体的には、全国事業（全国で30以上の都道府県に活動拠点を有する公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の民間団体で、ボランティアで自殺防止対策を行う実績が5年以上あるものが行う自殺防止対策に資する事業）及び先駆事業（ボランティアで自殺防止対策を行う実績が2年以上あり、所在地の都道府県又は政令指定都市の自殺対策主管課の推薦を受けている民間団体が、地域において先駆的に行う自殺防止対策に資する事業）に対し補助金を交付。</p> <p>連盟において、厚生労働省から補助金の交付を受けて実施している事業のうち、フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」事業は、開始された平成13年度から平成18年度までは、12月1日から7日までの7日間連続で24時間の受付、平成19年度は9月から3月までの各月10日に24時間の受付、平成20年度以降は毎月10日に24時間の受付となり、現在まで続いているものである。</p> <p>平成22年においては、1月から12月までの毎月10日に計12回のフリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」を実施し、以下のとおり、計855,754件の架電があったが、話中で相談員と電話が繋がらなかった件数は821,042件（95.9%）に上っている。</p>			
いのちの電話フリーダイヤルの受電件数等（平成22年1月～12月）			
（単位：件、%）			
月	受電件数	つながった件数	つながらなかった件数
1月	44,505 (100.0)	3,021 (6.8)	41,484 (93.2)
2月	73,072 (100.0)	2,887 (4.0)	70,185 (96.0)
3月	85,572 (100.0)	2,729 (3.2)	82,843 (96.8)
4月	86,858 (100.0)	2,764 (3.2)	84,094 (96.8)
5月	74,702 (100.0)	2,873 (3.8)	71,829 (96.2)
6月	61,390 (100.0)	3,243 (5.3)	58,147 (94.7)
7月	55,669 (100.0)	3,233 (5.8)	52,436 (94.2)
8月	48,593 (100.0)	3,038 (6.3)	45,555 (93.7)
9月	82,819 (100.0)	2,755 (3.3)	80,064 (96.7)
10月	96,175 (100.0)	2,570 (2.7)	93,605 (97.3)
11月	75,487 (100.0)	2,796 (3.7)	72,691 (96.3)
12月	70,912 (100.0)	2,803 (4.0)	68,109 (96.0)
計	855,754 (100.0)	34,712 (4.1)	821,042 (95.9)
実際に相談を受けた件数		27,200 (3.2)	
（注）一般社団法人日本いのちの電話連盟の資料に基づき当省が作成した。			
<p>このことについて、連盟では、いのちの電話の相談員は高い志をもって相談事業に当たっているが、実際の相談現場では、業務環境が劣悪な状況や、回線数の増加や事務機器の改善等が経済的に困難であるなどの状況があり、さらには、十分な相談員数の確保も厳しい状況となっていることから、連盟及び全国のいのちの電話において安定的に継続して業務が行いやすくなるような支援が必要であるとしている。</p>			
（注）当省の調査結果による。			

表3-(3)-⑥ いのちの電話相談員の費用等の負担額

(単位:円)

	養成研修に係る費用	いのちの電話への通勤に係る費用(年間)	全国・ブロック研修会等への参加に係る費用(年間)	個人研修に係る費用(年間)
最高額	107,000	240,000	114,500	80,000
最低額	25,000	1,800	5,100	3,500
平均額	53,723	46,889	55,588	11,132

- (注) 1 本表は、全国のいのちの電話の相談員のうち協力が得られた者について、相談員としての活動において費用等を負担した実績として、一般社団法人日本いのちの電話連盟から提出があった資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「養成研修に係る費用」欄は、各相談員が、相談員としての認定を受けるための養成研修の受講のために負担した受講料等の最高額、最低額及び平均額を表す。
- 3 「いのちの電話への通勤に係る費用(年間)」欄は、各相談員が、一年間に、いのちの電話への通勤のために負担した交通費等の最高額、最低額及び平均額を表す。ただし、相談員により、実績として把握することができた時期(年度)は異なる。
- 4 「全国・ブロック研修会等への参加に係る費用(年間)」欄は、各相談員が、一年間に、当該研修会等への参加のために負担した参加費等の最高額、最低額及び平均額を表す。ただし、相談員により、実績として把握することができた時期(年度)は異なる。
- 5 「個人研修に係る費用(年間)」欄は、各相談員が、一年間に、当該研修への参加のために負担した参加費等の最高額、最低額及び平均額を表す。ただし、相談員により、実績として把握することができた時期(年度)は異なる。

いのちの電話	各いのちの電話の実働相談員数	相談員 性別	経験年数	相談員の費用等の負担状況											各いのちの電話の相談員からの寄付金総額(22年度)					
				養成研修に係る費用					いのちの電話への通勤に係る費用(年間)			ブロック・全国研修会等への参加に係る費用(年間)					個人研修に係る費用(年間)(d)			
				受講年度	受講料	宿泊研修費	受講申込料	選考料	その他費用	小計(a)	交通費	その他費用	小計(b)	参加年度		交通費		宿泊費	参加費	その他費用
5	211	女	20	1988	20,000	10,000					30,000	47,520						26,100	20,000	
		女	12	1998	20,000	14,000					34,000	30,000						55,000		
		女	17	1994	20,000	14,000					34,000	21,600						18,500		
		女	10	2001	20,000	14,000					34,000	43,200						79,000		
		女	2	2009	20,000	14,000					34,000	60,000						26,100		
6	155	女	19	1992	20,000	10,000					30,000	157,320						72,920	845,920	
		女	15	1996	45,000						45,000	49,680						61,000		
		女	1	1997	53,000	16,000	5,000	2,000			76,000	119,232						64,140		
		女	11	2000	45,000						45,000	49,680						44,360		
		女	7	2005	70,000	35,000	2,000				107,000	23,520								
7	209	女	5	2007	70,000	35,000	2,000				107,000	36,000							2,018,800	
		女	8	2004	70,000	35,000	2,000				107,000	15,360								
		女	11	2001	70,000	35,000	2,000				107,000	43,680						63,000		
		女	20	1991	70,000	35,000	2,000				107,000	10,080								
		女	7	2005	70,000	35,000	2,000				107,000	25,920								
8	238	女	12	2000	70,000	35,000	2,000				107,000	22,080							3,200,000	
		女	6	2006	60,000	10,000					70,000	38,400						70,000		
		女	8	2002	60,000						60,000	240,000						80,000		20,000
		女	5	2005	60,000	10,000					70,000	31,200						80,000		10,000
		女	2	2008	60,000						60,000	36,000								
9	168	女	15	1995	60,000						60,000	36,000							883,130	
		女	11	1999	60,000						60,000	72,960						80,000		80,000
		女	10	2002	40,000	6,000	1,000				47,000	11,520						6,720		
		男	15	1995	40,000	6,000	1,000				47,000	9,600						6,000		
		男	28	1980	30,000	3,000					33,000	18,000						9,360		
		女	6	2004	40,000	6,000	1,000			47,000	9,600						9,600			
		男	25	1985	40,000	6,000	1,000			47,000	8,160						5,100			
		女	23	1989	40,000	6,000	1,000			47,000	20,640						12,900			
		男	2	2010	30,000	6,000	1,000			37,000	9,600						5,600			

いのちの電話	各いのちの電話の実働相談員数	相談員	相談員の費用等の負担状況											各いのちの電話の相談員からの寄付金総額(22年度)										
			経験年数	性別	受講年度	受講料	受講料	受講料	受講料	受講料	受講申込料	選考料	その他費用		小計(a)	交通費	その他費用	小計(b)	参加年度	交通費	宿泊費	参加費	その他費用	小計(c)
10	117	28	不明	1983	30,000	5,000							35,000	14,400		14,400	2010	68,100	21,000	7,000		96,100	4,000	
		28	不明	1983	30,000	5,000							35,000	14,400		14,400	2010	38,300	7,000	5,000		50,300	4,000	
		24	不明	1987	30,000	5,000							35,520	35,520		35,520	2010	18,540	22,000	17,000		57,540	4,000	
		17	不明	1992	20,000	6,000							26,000	69,360		69,360	2006	6,800	8,000	3,000		17,800	4,000	
11	82	10	不明	2000	30,000	6,000						36,000	37,920		37,920	2010	23,240	12,000	8,000		43,240	4,000		
		7	不明	2004	30,000	7,500						37,500	14,400		14,400	2010	68,100	21,000	7,000		96,100	4,000		
		4	不明	2007	30,000	7,500						37,500	7,680		7,680	2010	38,300	7,000	5,000		50,300			
		4	不明	2008	25,000							25,000	1,800		1,800	2011	40,050	20,500	9,000	11,000		80,550		
12	198	13	不明	1999	25,000							25,000	2,760		2,760	2011	40,050	20,500	9,000	11,000		80,550		
		4	不明	2008	25,000							25,000	1,880		1,880	2011	40,050	20,500	9,000	11,000		80,550		
		4	不明	2008	25,000							25,000	4,600		4,600	2011	7,080	5,000	3,000	5,000		20,080		
		1	女	2010	45,000	11,000						56,000	10,560		10,560	2011	65,000	9,000	6,000	7,000		87,000		
13	146	1	男	2011	45,000	10,000					55,000	17,280		17,280										
		10	女	2002	35,000	10,000					45,000	7,600		7,600	2010	48,000	10,000	6,000	7,000		71,000			
		5	男	2006	45,000	10,000					55,000	48,000		48,000	2009	30,000	10,000	6,000	7,000		53,000			
		27	女	1985	25,000						25,000	120,960		120,960	2011	38,440	19,500	6,000	7,000		70,940			
14	245	20	女	1992	39,000					39,000	66,240		66,240	2011	19,200		6,000	8,000		33,200				
		19	女	1993	40,000					40,000	66,240		66,240	2011	46,910	13,000	6,000	7,000		72,910				
		6	女	2006	68,000					68,000	28,800		28,800											
		10	男	2002	63,000					63,000	60,000		60,000	2010	17,140		6,000	1,000		24,140				
14	1,035,000	4	女	2008	55,000	10,000	1,000			66,000	216,000		216,000											
		2	女	2010	75,000		1,000			76,000	146,880		146,880											
		19	女	1991	40,000	20,000		2,000		62,000	15,360		15,360	2010	18,000	16,000	6,000	7,000		47,000				
		15	女	1995	50,000	20,000		2,800		72,800	27,360		27,360											
14	1,035,000	13	女	1997	50,000	20,000		3,000		73,000	7,680		7,680	2009	16,000	18,000	6,000	7,000		47,000				
		10	男	2000	55,000	20,000		3,500		78,500	10,080		10,080	2011	30,000	16,000	6,000	7,000		59,000				
		7	男	2003	55,000	20,000		3,500		78,500	32,640		32,640											
		4	女	2007	60,000	20,000		3,500		83,500	6,720		6,720	2010	18,000	15,000	6,000	7,000		46,000				
1	男	2010	60,000	20,000		3,500		83,500	37,440		37,440													

各いのちの電話の実働相談員数	各いのちの電話の相談員からの寄付金総額(22年度)	相談員の費用等の負担状況																		
		相談員 性別 経験 年 数	養成研修に係る費用						のちの電話への通勤 に係る費用(年間)			ブロック・全国研修会等への 参加に係る費用(年間)			個人研修 に係る費用 (年間) (d)					
15	171	17	受講 年度	受講料	宿泊 研修費	受講 申込料	選考料	その他 費用	小計 (a)	交通費	その他 費用	小計 (b)	参加 年度	交通費	宿泊費	参加費	その他 費用	小計 (c)		
																			1995	7,000
		14	1998	25,000	7,000				32,000	10,560		10,560	2011	52,000	18,000	9,500	13,000	92,500	3,500	
		14	1998	25,000	7,000				32,000		48,000	48,000	2000	50,000	10,000	6,000	7,000	73,000	3,500	
		8	2004	25,000					25,000	31,680	24,000	55,680	2006	52,000	16,000	6,000	7,000	81,000	3,500	
		7	2005	25,000					25,000	12,480		12,480	2007	42,000	16,000	6,000	7,000	71,000	3,500	
		6	2006	25,000					25,000	18,240	12,000	30,240	2009	45,000	15,000	6,000	7,000	73,000	3,500	
		5	2007	25,000					25,000		36,000	36,000	2010	39,800	16,000	6,000	7,000	68,800	7,000	
各費用等の平均額									53,723		46,889					55,588			11,132	—

(注) 1 一般社団法人日本いのちの電話連盟(以下「連盟」という。)からの提出資料に基づき当省が作成した。

2 「養成研修に係る費用」欄は、各相談員が養成研修を受講した年度及び受講時に負担した受講料等の実績として連盟から提出があった金額等を記載した。

3 「いのちの電話への通勤に係る費用(年間)」欄は、各相談員のいのちの電話への通勤に係る交通費等の年間負担額の実績として連盟から提出があった金額を記載した。ただし、相談員により、実額として把握することができた時期(年度)は異なる。

① 連盟において、各相談員の1回の通勤に係る交通費等しか把握することができなかったいのちの電話(7か所)については、1回の通勤に係る交通費等の実績として提出があった金額に、各相談員の年間の平均出勤回数(24回)を乗じて算出した金額を記載した。

② 相談員の大半が自家用車で通勤しているとして通勤距離を把握しているいのちの電話(1か所)については、通勤に要した交通費等については、ガソリン1リットル(138円)で10キロメートル走行するものと設定し、各相談員の通勤距離に基づき算出した金額を記載した。

4 「ブロック・全国の研修会等への参加に係る費用(年間)」欄は、各相談員が当該研修会等に参加した年度及び参加するために負担した費用の実績として連盟から提出があった金額等を記載した。ただし、相談員により、実績として把握することができた時期(年度)は異なる。

5 「個人研修に係る費用(年間)」欄は、各相談員が個人的に参加した研修に係る年間負担額の実績として連盟から提出があった金額を記載した。ただし、相談員により、実績として把握することができた時期(年度)は異なる。

6 「各センターの相談員からの寄付金総額(22年度)」欄は、各いのちの電話が平成22年度に相談員から受けた寄付金総額として連盟から提出があった金額を記載した。

表3-(3)-⑧ 主ないのちの電話における電話相談ボランティア養成講座に係る受講費用等

いのちの電話	受講料	受講料に関する事項(受講料以外に必要なとなる宿泊研修に係る費用等)	申込手数料、選考料等	受講期間	備考
1	30,000円			1年2か月	
2	30,000円	宿泊研修費実費(6,000円程度)	1,000円(定額小為替または切手可)	1年9か月	
3	25,000円	合宿研修は他に実費負担	1,000円(切手可)	約2年	
4	60,000円	宿泊研修の宿泊費用の一部10,000円は別途負担		1年6か月	
5	24,000円	宿泊研修費として別途10,000円		8か月	
6	30,000円	一泊研修費として別に10,000円が必要	1,000円(切手可)	1年	
7	40,000円	別に一泊合宿研修費(10,000円程度)が必要	1,000円(切手)	1年5か月	
8	45,000円	(一泊合宿費を含む)		8か月	
9	75,000円		1,000円(切手)	1年11か月	養成講座終了者には、県から受講料の一部補助
10	35,000円	他に宿泊費が別途かかる	2,000円(郵便小為替)	1年10か月	平成23年度は一部県から補助
11	60,000円	合宿研修費は別途	3,500円	1年5か月	
12	66,000円	・宿泊研修費は別途15,500円 ・受講料は、学生42,000円(宿泊研修費には学生料金なし)		1年7か月	
13	100,000円	・合宿の宿泊費は別途 ・各課程20,000円(5課程)	3,000円(通信費を含む)	約1年6か月	
14	65,000円	宿泊研修は実費		2年	
15	59,000円	宿泊費は別途研修費用が必要	1,000円	1年6か月	
16	70,000円	合宿の費用は別途(2回分)	2,000円	1年	
17	30,000円	宿泊研修は別途宿泊料等が必要		約1年	前期・後期カリキュラムのうち、前期受講料(全12講座分)は、県から補助により無料
18	40,000円	・宿泊研修経費(2回分、約30,000円予定)は別途 ・左記受講料にはボランティア活動保険の掛け金を含む	1,000(郵便小為替)	1年6か月	
19	30,000円	宿泊研修費は別途		1年6か月	
20	25,000円	一般公開で開催する公開講座(全8回)の受講料10,000円(資料代含む)は、各講座1回1,500円でも受講可	2,000円(郵便小為替可)	11か月	
21	40,000円	一泊研修の費用は別途		1年11か月	
22	65,000円	(一泊研修費15,000円を含む)	2,000円(郵便切手・郵便小為替可)	1年4か月	
23	34,000円	一泊研修費12,000円が別途必要		1年6か月	
24	68,000円	(一泊研修費13,000円を含む)		1年11か月	
25	70,000円	宿泊研修実費として別途20,000円程度(2回分)		1年11か月	
26	78,000円	(一泊研修費を含む)	2,000円(現金又は郵便小為替)	2年	
27	50,000円	一泊研修費として別途13,000円	2,000円(切手)	11か月	
28	25,000円	他に一泊研修費20,000円程度(2回分)が必要	3,000円	約2年6か月	
29	20,000円	(一泊研修費を含む)		1年5か月	
30	50,000円	(宿泊研修2回分の費用を含む)	1,000円(切手可)	1年	
31	70,000円			2年	
32	30,000円	一泊研修は実費		2年	
33	44,000円	宿泊研修は別途15,000円程度		1年6か月	
34	25,000円			1年	
35	20,000円	宿泊研修は実費(1回7,000円ほどで23年度は2回)		2年	
36	46,000円	宿泊研修実費(5,000円)		1年11か月	
37	30,000円	他に宿泊研修費用が必要		1年3か月	
38	56,000円	(一泊研修費を含む)		1年11か月	
39	45,000円	一泊研修費は別途		1年6か月	
40	25,000円			9か月	

(注) 全国のいのちの電話のホームページにおいて公開されている募集要項等に基づき当省が作成した。

表3-(3)-⑨ いのちの電話相談員からの寄付金等の状況(平成22年度)

(単位:件、円)

いのちの電話	相談員による寄付件数	相談員からの寄付金合計額	1件当たり寄付金額
1	49	421,032	8,592
2	91	611,380	6,718
3	140	1,270,000	9,071
4	13	135,000	10,385
5	20	20,000	1,000
6	162	845,920	5,222
7	337	2,018,800	5,991
8	83	3,200,000	38,554
9	149	883,130	5,927
10	54	407,050	7,538
11	13	65,000	5,000
12	53	343,000	6,472
13	148	1,035,000	6,993
14	148	1,035,000	6,993
15	46	381,000	8,283

- (注) 1 本表は、全国のいのちの電話のうち協力が得られたものについて、平成22年度に相談員から受けた寄付金額の実績として一般社団法人日本いのちの電話連盟から提出があった資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「相談員による寄付件数」欄は、平成22年度において、各いのちの電話が相談員から寄付を受けた件数を表す。
- 3 「相談員からの寄付金合計額」欄は、平成22年度において、各いのちの電話が相談員から寄付を受けた金額の合計額を表す。
- 4 「1件当たり寄付金額」欄は、「相談員からの寄付金合計額」欄の金額を、「相談員による寄付件数」欄の件数で除して算出した。

表3-(3)-⑩ いのちの電話の必要経費及び国からの補助金等の状況（平成22年度）

（単位：円）

いのちの電話	必要経費	補助金等額	地域自殺対策緊急強化交付金	自殺防止対策事業補助金	割合（%）
1	18,712,124	3,046,806	2,661,717	385,089	16.3
2	34,681,879	18,236,694	17,714,057	522,637	52.6
3	18,265,661	7,060,437	6,475,000	585,437	38.7
4	17,563,946	629,817	415,800	214,017	3.6
5	9,311,331	499,350	96,250	403,100	5.4
6	12,927,558	4,449,550	3,873,000	576,550	34.4
7	6,700,755	3,679,370	3,532,000	147,370	54.9
8	27,392,962	5,474,487	5,000,000	474,487	20.0
9	8,880,028	5,256,280	4,800,000	456,280	59.2
合計	154,436,244	48,332,791	44,567,824	3,764,967	31.3

（注）1 当省の調査結果による。

2 「必要経費」欄は、平成22年度における各いのちの電話の収支決算書における当該年度の総支出額のうち、積立金等への繰入及び次年度繰越金を除いた、事業実施に要した費用の総額を表す。

3 「地域自殺対策緊急強化交付金」欄は、都道府県に造成された地域自殺対策緊急強化基金により、都道府県又は市町村から各いのちの電話に補助等がなされた金額を表す。

4 「自殺防止対策事業補助金」欄は、厚生労働省から一般社団法人日本いのちの電話連盟に交付された補助金のうち、各いのちの電話における事業の実施に要した費用として、同連盟から全国のいのちの電話に支出された金額を表す。

5 「割合（%）」欄は、「必要経費」欄の金額に対する「補助金等額」欄の金額の割合を表す。

表 3 - (3) - ⑪ 地方公共団体において、様々な方法によりいのちの電話に対する支援を行っている例

地方公共団体名	取組の概要
高知県	相談員が安心して電話を受けられる安全な相談事業実施のための環境を整備するなどのために、いのちの電話に対し、県の施設の一部を事務室、相談室及び打合せ室として貸与している（相談受付時間 9:00～21:00）。
沖縄県	電話相談を受け付けている相談員が安心して相談活動を行うことができるよう、警備員が常駐している県の施設を相談室として提供している（相談受付時間 10:00～23:00）。
広島市	平成 22 年度から、うつ病、自殺に関する相談を受け付ける担当者を対象として、相談機関のネットワーク化や、相談員の資質の向上を目的として、市内の精神科病院の院長の協力を得て、自殺に関する事例検討会を実施（平成 22 年度は 2 回開催）。そこに、いのちの電話の相談員も参加させている。
札幌市	<p>相談員の募集について、①新聞広告の掲載、市の広報テレビ及び大型ビジョンでの放映、地下鉄車内への広告の掲載、②市が主催する講演会開催時に相談員の募集など、周知に係る協力を実施している（注）。</p> <p>また、いのちの電話が実施する講演会に対する開催場所の提供や同講演会当日の援助（受付等の手伝いなど）、相談員に対する研修（精神保健福祉センター所長による講義）を行っている。</p> <p>（注）いのちの電話における、平成 23 年度の相談員養成講座の受講希望（申請）者は 42 人となっている（平成 21 年度は 40 人、平成 22 年度は 15 人）。</p>
香川県	県の自殺予防対策のホームページにいのちの電話の電話相談窓口の番号を掲載するとともに、いのちの電話のホームページへのリンクを掲載している。

（注）当省の調査結果による。

表 3 - (3) - ⑫ - i 相談員の確保や養成に対する行政からの支援を求める意見等

意見等の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員が不足しているため、行政の支援を望む。 ○ 自殺を巡る相談内容が複雑多様化する中で、電話相談をはじめとしたボランティアによる相談には限界があり、また、相談員の確保も難しくなりつつある。 ○ 相談員の安全を確保するため相談員の住所等を公表しておらず、一般の方の認知度が高いとは言えないことから、行政機関の協力を得て相談員の募集案内を行うことができれば非常に助かる。特に、全戸配布の市の広報紙に相談員の募集案内を掲載することができれば、多くの市民が目にすることができるため、このような協力が得られることを切望する。 ○ いのちの電話の重要性について広く一般に理解してもらいたい、電話相談員養成講座や公開講座について、新聞やテレビでの報道は低調となっており、いのちの電話の充実・強化につながるような普及啓発が課題となっていると考えている。 ○ いのちの電話の相談員も、時には、相談員として認定された当初の気持ちが薄れることもある。このため、折に触れて相談員としての意識付けを目的として、民間団体が主催する自殺予防に関する各種講演会等に相談員が出席する機会をできるだけ増やすよう努力しており、行政による実施も含め、そのような機会が更に多くなってくれればと考えている。 ○ 相談員研修は毎年行わなければならない、非常に高額な費用がかかっているため、研修に係る費用の助成が切に望まれる。電話相談員はボランティアであり、活動に係る費用は全額自己負担である上、過酷な活動であるため、せめて研修費が支給されれば、現相談員の交通費の足しになるのではないかと考える。 ○ 自殺予防対策は極めて個別的な対応を迫られるものであるから、支援する側の質の良い研修等が求められ、そのための財政基盤の強化が必要不可欠であるが、現在は家庭生活カウンセラー等の養成や実務研修の実施に対し、財政的な援助がないことから、今後は自殺予防対策を実施するために不可欠な人材養成のための財政的な支援が必須であると考えている。 ○ 県の自殺対策連絡協議会の創設当初は、他の参加機関から、「いのちの電話とはどのような活動をしているのか」と質問されるなど、いのちの電話の知名度は低かった。しかし、協議会へ参加し情報交換等の活動を行っていくうちに、公的機関が発行する相談機関一覧等に当いのちの電話が掲載されるようになったことなど、活動が認められてきているように感じる。
<p>(他同様の意見 15 件)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (3) - ⑫ - ii 相談事業を安全に安心して行うことができる環境整備（場所や設備の提供等）を
求める意見等

意見等の内容
<p>○ 相談員研修室は 6 畳一間の控室と兼用となっており、また、電話相談室は防音対策が施されておらず、課題となっている。</p> <p>○ 現在、教会から施設を借り受けて相談を受け付けているが、以前、移転を検討したことがあり、市に対して公共施設や学校の空き教室を利用できないか照会したが、条件が合わず断念したことがある。民間のビルを借りるのは金銭的に不可能であり、もし移転しなければならないこととなった場合には、行政機関の支援が必要となる。</p> <p>○ 相談室として借用する家賃が負荷となっている。ボランティア団体に対しては、有期短期の支援体制ではなく、中長期的な支援体制を望む。</p> <p>○ 自殺総合対策大綱が定められ、自殺予防対策における国及び地域の民間団体との連携強化、支援実施が謳われたことにより、いのちの電話は常駐の警備員がいる県の公的機関において電話相談事業を行うことができるようになった。夜遅くまで電話相談に対応する相談員にとっては、セキュリティ面において大変ありがたいことである。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見 2 件)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (3) - ⑫ - iii 補助金等の交付申請に係る事務手続の簡素化を求める意見等

意見等の内容
<p>○ 地域自殺対策緊急強化基金については、申請のための通常以外の事業実施に加え、申請手続、報告書類の提出など、実質活動以外の手間が膨大で疲弊している。</p> <p>○ 予算申請から報告までの一連の書類が多すぎて、対応が困難となっている。書類手続きの更なる簡素化や具体例の提示等親切な指導、報告書等の簡素化を望む。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - (3) - ⑫ - iv 国や地方公共団体における相談実施体制の充実が必要であるとする意見等

意見等の内容
<p>○ 県などの行政機関では、他の業務を抱えながら相談対応も行っていることから、一人の相談者に時間を割いて相談対応を行うことはできず、また、精神科医も、精神科医の不足している現状の中大変多忙であり、一人ひとりの患者に向き合う時間はわずかという状況であると承知している。</p> <p>○ 自殺念慮のある人からの相談については「傾聴」が第一義であり、24 時間 365 日あってこそ、いつでも電話できる場所があるという安心感を持ってもらえ、自殺防止につながれると思われる。その意味から、現状、24 時間相談を受け付ける窓口としてボランティア団体に頼っていることはいかがなものか（当法人としても 24 時間受け付けることに意義があると思いつつも、人員不足で週末の 57 時間しか電話を受けられないことに情けない思いをしている。）。地方公共団体に 24 時間電話相談機関を設け、自殺防止相談を専門とする有給の相談員を配置すべきである。</p> <p>○ 地方公共団体では、自殺対策業務が兼務職であるため、場当たりの仕事の進め方になっていることがあると思われる。より専門的な取組を行うために、担当者を定着させ、専門的なスタッフを養成していくことも重要だと考える。</p> <p>○ 地域における精神疾患を患っている方の「居場所」や「作業所」等の設備は以前に比べて整えられつつあるが、精神疾患の方々に対する偏見等もあり、なかなか話を“聴く”までには至っていないように感じる（当法人の電話相談にも話を“聴いてほしい”旨の相談が多くある。）。 各地域サポートセンターや各精神保健福祉センターの連携強化を図り、地域全体で精神疾患の方を「見守る」ことのできる社会作りを推し進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（他同様の意見 4 件）</p>

(注) 当省の調査結果による。